川崎市障害者雇用·就労促進行動計画

平成26年3月 川崎市



川崎を 一歩先へ、もっと先へ

川崎市長の福田紀彦です。

「市民が主役」であるというのが、私の市政運営の基本です。市民の幸福のために、市の組織全体を挙げて、私をはじめ職員一丸となって取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、川崎を日本一幸せのあふれるまち、最も幸福という意味の「最幸」のまちにするために、子どもをはじめ、市民の方々の笑顔あふれる持続可能な社会をつくっていきたいと考えております。

そのために、環境や暮らしと調和する最先端の「力強い産業都市」を目指すとともに、成長と成熟が一体となるよう「安心して暮らせるふるさとづくり」を目指すことが、市民の幸福につながるものと確信しておりますが、「力強い産業都市」川崎を作るための戦略の一つとして、障害者の雇用に積極的に取り組み、彼らの才能を活かしていくことも、先進的な産業都市の姿であると考えております。

この「川崎市障害者雇用・就労促進行動計画」は、障害者の働く意欲を実現できる自立と共生の社会づくりに向けて、「障害者雇用・就労に最も積極的に取り組む都市川崎」をめざした、今後の取組をまとめたものでございます。

障害者がその人らしく働くことを通じた笑顔あふれる社会づくりを、市民・企業・事業者などあらゆる主体の皆様との協働のもと、進めてまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2014年3月

川崎市長 福田 紀彦

目 次

はじめに

障害	者雇用・就労促進行動計画策定の趣旨	1
1	行動計画策定の趣旨	2
2	行動計画の構成	2
3	行動計画の策定経過	3
4	行動計画のめざす姿	3
5	行動計画位置づけと計画期間	3
障害	者雇用・就労の現状と課題	5
1	法制度と統計実績から見る現状と課題	6
	(1) 障害者雇用・就労に関する法制度	6
	(2) 障害者雇用・就労に関する統計値	9
	(3)法制度と統計値から見る障害者雇用・就労に係る課題	1 4
2	支援ステージ別の現状と課題	1 6
	(1)教育・福祉・労働施策の連携による障害者雇用の推進体制	1 6
	(2) 特別支援学校在学期の就労支援	18
	(3) 就労支援施設等から一般就労への移行支援	1 9
	(4)成人期における就労支援	20
	(5)支援ステージ別の障害者雇用・就労の課題	22
基本	目標・取組の視点・基本方針	2 5
1	基本目標・取組の視点・基本方針	26
(1)基本目標	26
()	2)基本目標の実現に向けた3つの取組の視点	26
(;	3)基本方針	26
行動	計画	2 8
方針	針1"働く意欲と働く力の向上"を支える	29
方針	針2"働きたいと雇いたいのマッチングカの強化"を進める	39
方針	針3"雇用の場を創出・拡大"する	50
障	書者雇用・就労を継続的に推進していく取組	58
参考	資料	5 9

障害者雇用·	就労促消	∮/ 一重九重十ī	面第定0	き
伴百怕惟介 `	がルフノルにた	57 J <i>350</i> p l l	当水足以	人心日

1 行動計画策定の趣旨

- ・川崎市では、近年の障害者雇用をめぐる法制度の改正等の社会情勢の変化に対応して、障害のある方の雇用・就労を積極的に進めていくために、平成25年11月に障害者雇用・就労促進基本 方針を策定し、「障害があっても働く意欲を実現できる、市民・企業・事業者・行政などの多様な主体の協働を通じた自立と共生の社会をめざす」、ことを基本目標に掲げて、障害者雇用促進に資する取組について基本的な方向性を定めました。
- ・この<u>基本方針を発展させ</u>、働く意欲をもって挑戦する障害者と、その障害者を支えようとする就 労支援機関や企業を応援し、「障害者の雇用・就労に最も積極的に取り組む都市川崎」をめざし て、具体的な行動計画を策定するものです。

2 行動計画の構成

・基本方針において定めた、障害者雇用・就労の促進を図るうえでの、「<u>基本目標」、「基本目標の</u> 実現に向けた3つの取組の視点」及び「3つの方針」に基づき、これを達成するための「27の 取組の基本方向」を発展させる具体的事業を定める「30の行動計画」から構成されます。

基本目標 障害があっても働く意欲を実現できる、市民・企業・事業者・行政などの 多様な主体の協働を通じた自立と共生の社会をめざす 視点1 視点2 視点3 福祉施設から一般就労へ 企業と支援機関(者)の 民間企業の取組をサポー ネットワーク構築 の移行を最大限めざす トしていく仕組みの構築 方針3 方針 1 方針2 雇用の場を 働く意欲と働く力の 働きたいと雇いたいの 向上を支える マッチングカの強化 創出・拡大する

27の取組の基本方向

方針1 働く意欲と働く力の向上を支える

- 方向1職業的自立に必要となる能力や態度を育成する 「職業教育」の推進
- 方向2 就労体験の場の創出
- 方向3 職業教育促進と特別な支援を要する生徒への支援
- 方向4 企業開拓の推進と就職定着率の向上
- 方向5 家族等の支える力の育成
- 方向6 福祉施設から一般就労への移行の推進
- 方向7 福祉施設従事者の人財育成
- 方向8 支援方法未確立な障害への支援プログラムの構築
- 方向9 障害者施設への発注を促進
- 方向 10 障害者施設等での著作物販売の促進

「方針2 働きたいと雇いたいのマッチング力の強化

- 方向 11 障害者雇用支援モデルの構築と発信
- 方向 12 就労支援コーディネート機能の強化
- 方向 13 雇用環境整備に向けた企業支援の仕組みづくり
- 方向 14 障害者就労の実習の場の拡大

- 方向 15 精神・発達・高次脳機能障害等への支援
- 方向 16 支援機関と企業との意識の共有の場づくり
- 方向 17 キャリア形成支援ツールの活用による雇用促進
- 方向 18 きめ細やかな職場定着に向けた体制強化
- 方向 19 雇用先企業に向けた定着支援体制の構築
- 方向 20 支援員の確保育成

方針3 雇用の場を創出・拡大する

- 方向21 障害者雇用に向けた相談の場づくり
- 方向 22 中小民間企業等でのチャレンジ雇用支援
- 方向 13 雇用環境整備に向けた企業支援の仕組みづくり
- 方向23 ノウハウ等を有する企業・団体等との提携
- 方向 24 ウェルフェアイノベーションとの連携
- 方向 25 障害者雇用推進企業応援(評価・発信)
- 方向 26 市の雇用率拡充に向けた取組の推進
- 方向 27 民間企業の障害者雇用促進に向けた市役所業務の 優先発注の仕組みづくり

〜障害者雇用・就労を継続して推進していく取組〜

障害者雇用の促進に向けたブラットホームづくり 障害者雇用の取組を発信し共有する 庁内の総合的な体制整備と進行管理・評価

30の行動にチャレンジ

3 行動計画の策定経過

(1) 庁内検討体制

基本方針及び行動計画策定にあたっては、庁内における川崎市障害者雇用促進庁内会議において、全庁的な検討・協議を行いました。

(2) 学識経験者等からの意見聴取

障害福祉施策審議会での報告を行うとともに、各委員から意見をいただきながら検討・協議を 進めてきました。

(3) 市民の意見反映

広く市民の方々からの意見をお聞きするため、基本方針策定時にパブリックコメントを実施し、いただいた御意見を踏まえて行動計画策定に向けた検討を行いました。

4 行動計画のめざす姿

この行動計画においては、基本目標として「障害があっても働く意欲を実現できる、市民・企業・ 事業者・行政などの多様な主体の協働を通じた自立と共生の社会をめざす」と位置づけており、<u>それぞれの立場において、「障害者の働く意欲の実現に向けて、まち全体で応援する空間をつくりだし、多様な働き方で働き続けることのできる都市川崎」をめざしていきます</u>。

5 行動計画の位置づけと計画期間

この行動計画は、<u>「かわさきノーマライゼーションプラン」や「かわさき教育プラン」</u>などの 障害児者に関する行政計画や事業との連携を図りながら、今後の<u>川崎市の障害者雇用・就労施策</u> を総合的に推進するための行動計画として位置づけるものです。

この行動計画の計画期間は、障害者雇用・就労施策の国全体での変化が大きい状況と中期的な計画推進を図る観点とを勘案して、3年を計画期間として位置づけ、今後予定されている、川崎市の総合計画策定やかわさきノーマライゼーションプラン、かわさき教育プランの改定、国全体の障害者雇用・就労施策の変化などに応じて適宜必要な見直しを行うものとします。

障害者雇用・就労の現状と課題

1 法制度及び統計実績から見る現状と課題

(1)障害者雇用・就労に関する法制度

① 障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)

• 障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じて、その職業生活において自立すること を促進するための措置を講じることによって、障害者の職業の安定を図ることを目的とする。

【法定雇用率制度について】

- ・事業主に対して、障害者雇用率(法定雇用率)に相当する人数以上の身体・知的障害者の雇用を義務付けており、平成25年4月に15年ぶりに法定雇用率が引き上げられました。
- ・障害者雇用に関する状況の報告は、毎年1回、6月1日現在の状況を本社の所在地の公共職業安定所長に報告しなければなりません。
- ・この報告義務がある事業主の対象が、常用雇用労働者数が50人以上の事業主へと平成25 年4月から拡大(従来は56人以上)されました。
- ・法定雇用率未達成の事業主で一定基準を下回る事業主には、公共職業安定所長が「障害者の 雇入れに関する計画書」の作成を命令します。

※平成25年4月改正による法定雇用率の引き上げ内容

区分	民間企業	官公庁	教育委員会	特殊法人
率 (%)	1.8→2.0%	2.1→2.3%	2.0→2.2%	2.1→2.3%

※障害者雇用率算定に伴うカウント方法

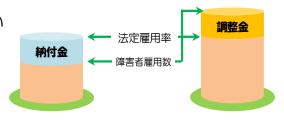
- ・職業上の重度の身体・知的障害者を雇用した際には、2人分として雇用率に算定します。
- ・職業上の重度でない身体障害、知的障害、精神障害のある方を短時間雇用(週20時間以上30時間未満の労働時間)した際には、0.5人分のカウントとされます。

週所定労働時間	30 時間以上	20 時間以上
身体障害者	0	Δ
重度	0	0
知的障害者	0	Δ
重度	0	0
精神障害者	0	Δ

○=1 カウント ◎=2 カウント △=0.5 カウント

【障害者雇用納付金制度について】

・障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念にたって、 事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を 図るとともに、雇用する事業主に対して助成、援助 を行うことで雇用の促進と安定を図る制度です。



・主なものとして、法定雇用率を超えて雇用する企業に対しては、障害者雇用調整金として1 人当たり月額 27,000 円を助成するものと、法定雇用率に満たない企業に対しては、障害者 雇用納付金として1人あたり月額 50,000 円を納付させる仕組みとなっています。また、障 害者雇用納付金は、現行では常用雇用労働者数 200 人を超える事業主が対象となっているも のの、平成 2 7 年 4 月以降 100 人を超える事業主へと対象が拡大される予定です。

【精神障害者の雇用義務付けについて】

• <u>平成30年4月から精神障害者の雇用を義務化</u>する内容を含む改正障害者雇用促進法が平成 25年6月に成立しました。

(参考)障害者雇用促進法の主な制度変遷

昭和22 (1947) 年	職業安定法で身体障害者に対する職業紹介・職業指導を規定
昭和35 (1960)年	身体障害者雇用促進法が成立し、 障害者雇用率制度を導入 (民間
	企業は努力義務)
昭和51 (1976)年	<u>障害者雇用率制度が義務化</u> されるとともに、 <u>障害者雇用納付金制</u>
	<u>度を創設</u> するなどの改正
昭和62 (1987) 年	身体障害者雇用促進法を障害者雇用促進法へと改正し、 知的障害者
	もみなし雇用として雇用率の算定対象 とする
平成10(1998)年	法定雇用率引き上げ(民間企業 1.8%、官公庁 2.1%)
	知的障害者の雇用を義務化し、現在の障害者就業・生活支援センタ
	ーの前身となるあっせん型雇用支援センターを設置するよう改正
平成14(2002)年	障害者就業・生活支援センターを拡充するとともに、 <u>職場適応援助</u>
	<u>者(ジョブコーチ)を設置</u> するよう改正
平成16 (2004)年	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、
	注意欠陥・多動性障害などの発達障害を持つ者に対する援助等につ
	いて定めた 発達障害者支援法が成立
平成17(2005)年	障害者自立支援法が成立
平成18 (2006) 年	精神障害者をみなし雇用として雇用率の算定対象とするとともに、
	精神障害者の短時間就労について 0.5 人分として雇用率にカウント
	するよう改正
平成22 (2010) 年	障害者雇用納付金制度の対象を200人を超える事業主へと中小企業
	<u>に拡大</u> (従来は 300 人を超える事業主)
	障害者雇用率の算定に当たり、 身体・知的障害者についても短時間
	<u>就労を 0.5 人分として雇用率にカウント</u>
平成24(2012)年	障害者自立支援法を一部改正した 障害者総合支援法が成立
平成25 (2013) 年	法定雇用率を引き上げ(民間企業 2.0%、官公庁 2.3%等)
	※15 年ぶりの引上げ
平成27 (2015) 年	障害者雇用納付金制度の対象を 100 人を超える事業主へと拡大
	(現行は 200 人を超える事業主)
平成30 (2018) 年	精神障害者の雇用を義務化

② 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)

- 障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者の自立の促進に 資することを目的とする。(平成25年4月1日施行)
- ・法施行により、国や地方公共団体などの公的機関が、物品や役務を調達する際に、障害者 就労施設等から優先的に調達することを推進することが求められています。
- 国では調達の推進に関する基本方針の策定を、地方公共団体では調達に係る方針の策定と 結果の公表を毎年度求められることとなっています。

(参考)新たな工賃向上計画

- 障害者優先調達推進法の取組のほかに、障害者就労施設等での工賃向上のため、国では個別の計画策定を行っています。
- ・国では、「工賃倍増5か年計画」(平成19年度から平成23年度)として、都道府県レベルでの計画作成と関係機関や商工団体等の関係者との連携体制の確立等に力点を置き、工賃向上への取組が推進されてきましたが、就労継続支援B型事業所など個々の事業所のレベルでは必ずしも全ての事業所で計画の策定がなされておらず、景気の低迷等の影響もあり十分な工賃の向上とはなりませんでした。
- ・平成24年度からは、平成26年度までの3か年の「新たな工賃向上計画」では、都道府 県主体の取組から都道府県と就労継続支援B型事業所などの事業所が共同して取り組むこ ととし、個々の事業所において「工賃向上計画」を作成することを原則としています。

(2) 障害者雇用・就労に関する統計値

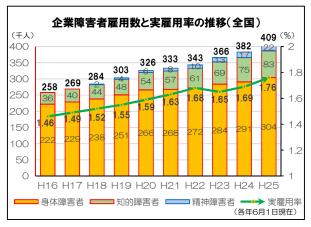
※川崎市の状況は、ハローワークが保有する情報をもとに作成しているため、川崎市域を管区とするハローワーク 川崎及びハローワーク川崎北の679事業所の統計数値によります。そのため、川崎市域に加え、ハローワーク 川崎が管轄する横浜市鶴見区の統計数値も合わせた形での統計数値となります。

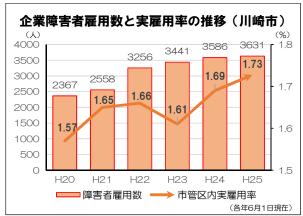
① 障害者雇用の状況

【平成25年度の状況】

国全体:民間企業の雇用状況 実雇用率 1.76% 法定雇用率達成企業割合 42.7% 川崎市:民間企業の雇用状況 実雇用率 1.73% 法定雇用率達成企業割合 39.9%

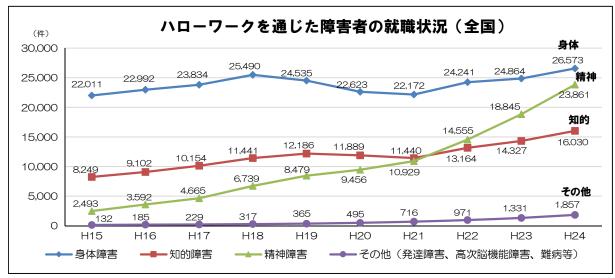
- ・法定雇用率には届きませんが、国全体及び川崎市共に、<u>雇用者数は増加傾向</u>にあり、<u>特に精</u> 神障害者の雇用が増えています。
- ・全国レベルでの実績では、障害者自立支援法が施行された平成18年度と比べて、雇用障害者数は44.0%の増加、実雇用率についても0.24ポイント上昇しています。





② ハローワークを通じた障害者の就職状況

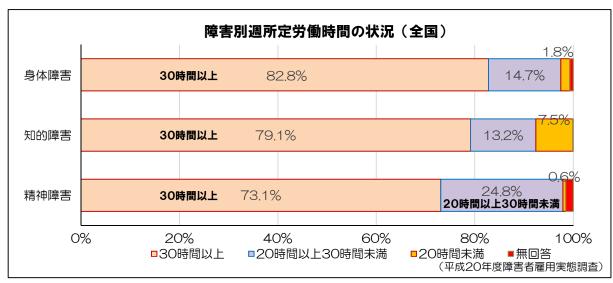
- ・平成24年度のハローワークを通じた全国における障害者の就職件数は、前年度からさらに増加し、**就職件数は約68,000件(対前年度比15.1%増)**と過去最高を更新し、**新規求職件数に対する就職件数の就職率は42.2%**と3年連続で上昇しました。
- •精神障害者の就職が急増しているほか、その他の障害(発達障害、高次脳機能障害、難病等) や知的障害者の就職も増加しています。

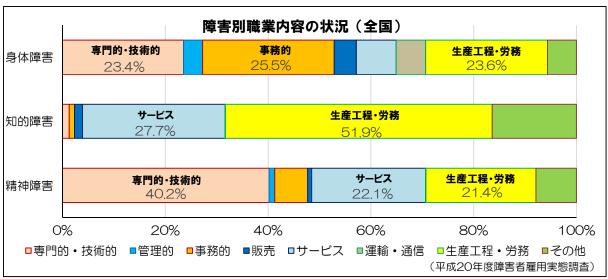


*出所: 平成25年5月15日厚生労働省公表資料

③ 障害別の雇用状況

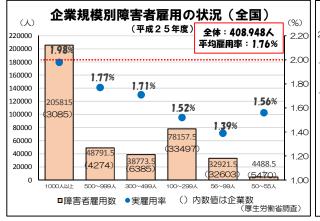
- ・全国の週所定労働時間別の状況では、精神障害者の短時間労働の割合が比較的大きい傾向にあります。
- ・全国の職業別の状況では、**身体障害者は事務的職業、知的障害者は生産工程・労務、精神障 害者は専門的・技術的職業**がそれぞれ多くなっています。

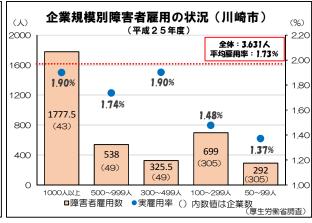




4 企業規模別障害者雇用の状況

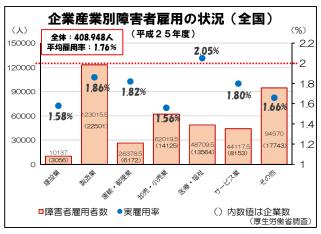
・法定雇用率の引き上げがなされたことから、国及び川崎市ともに、雇用率が下回っており、 特に中小企業を中心に雇用率が大きく下回っていること課題となっています。

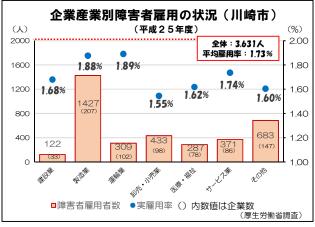




⑤ 産業別障害者雇用の状況

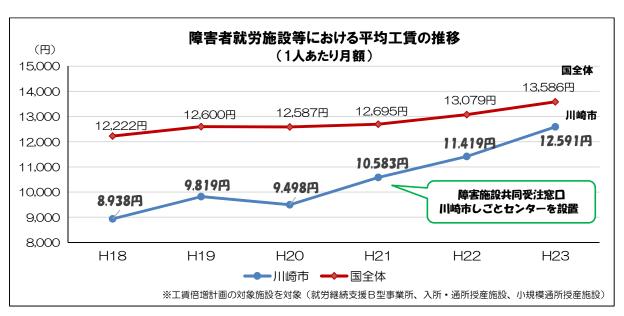
- ・**国全体**では、法定雇用率が引き上げられたにも関わらず、**医療・福祉**業種において<u>法定雇用</u> **率を上回って**います。また、製造業、運輸・卸売業、サービス業などの業種において民間企 業全体の実雇用率を上回っています。
- ・川崎市においては、国において法定雇用率を上回っている**医療・福祉業種やサービス業**において全国と比べて**実雇用率が低い**状況にあります。





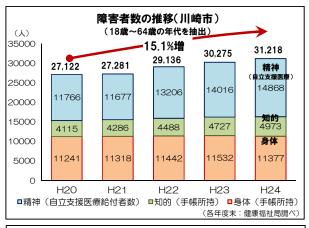
⑥ 福祉的就労の状況

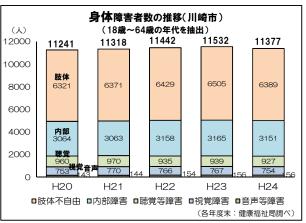
- **国全体**では、工賃倍増 5 か年計画の対象施設で、平成18年度から平成23年度にかけて 11.2%の伸びで、平成23年度は1人当たり平均工賃月額が13,586円となっています。
- ・川崎市では、全国平均値より低い状況が続いていますが、平成 21 年度に障害者就労施設等における共同受注窓口である「川崎市しごとセンター」を設置し工賃向上への取組により、工賃が徐々に増加していますが、今後も継続して受注の拡大とそれに伴う工賃の向上に取り組んでいく必要があります。

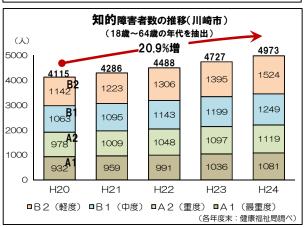


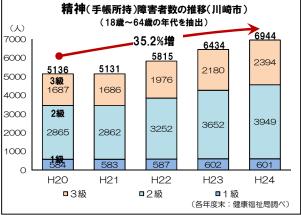
⑦ 川崎市における障害者数

- ・市内における18歳から64歳までの障害者数は、特に精神保健福祉手帳を所持していない 方も含む自立支援医療給付を受けている方も含めた精神障害のある方を中心に、年々増加傾 向にあり、平成24年度末は平成20年度末比で15.1%の増となっています。
- **身体障害の場合、総数はほぼ横ばい**で推移しており、肢体不自由の方の割合が5割を超えています。
- ・**知的障害の場合、総数でも増加傾向**にあり、中でも軽度・中度の障害のある方の伸びが目立っており、平成 24 年度末は平成 20 年度末比で 20.9%の増となっています。
- 精神障害の場合、手帳所持ベースでも急増しており、特に軽度・中度(3級・2級)の手帳を所持する方の伸びが顕著で、平成24年度末は平成20年度末比で35.2%の増となっています。



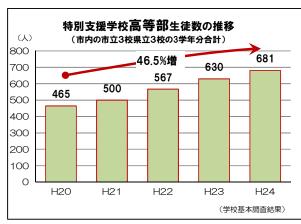


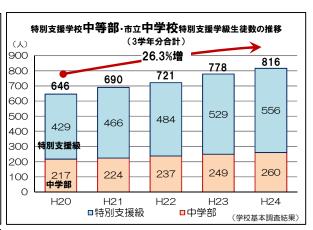


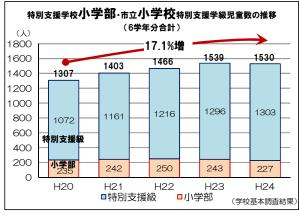


8 特別支援学校及び特別支援学級在籍生徒の状況

- •市内の<u>市立特別支援学校3校</u>(市立田島養護学校、市立養護学校[市立聾学校に分教室あり]、 市立聾学校)と<u>県立特別支援学校3校</u>(県立中原養護学校[県立住吉高校に分教室あり]、県立高津養護学校[県立生田東高校及び県立川崎北高校に分教室あり]、県立麻生養護学校)を 合わせた生徒数は年々急増しており、平成24年度は平成20年度比46.5%の増加し、1学 年200名を超える規模となっています。この他に、川崎市に隣接する、県立鶴見養護学校や、 県立麻生養護学校元石川分教室などへも川崎市内の生徒が通学しています。
- ・市内特別支援学校中学部、小学部及び特別支援学級の生徒数の推移も、年々増加傾向にあり、 特に、特別支援学級に在籍する生徒の数が増えています。







⑨ 中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする 児童生徒の状況

- ・平成24年12月に公表された文部科学省の全国調査によると、公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、6.5%の児童生徒が学習面又は行動面で著しい困難を示すという結果となりました。さらに、小学校では7.7%、中学校では4.0%の児童生徒が学習面又は行動面で著しい困難を示すという結果となり、さらに学年ごとの分析では、小学校1年生では9.8%、中学校1年生では4.8%の児童生徒が学習面又は行動面で著しい困難を示すという結果となりました。
- ・川崎市では、小・中・高等学校において特別支援教育コーディネーターを指名し校内の特別 支援教育体制の整備を進めているところです。さらに、小学校においては、児童支援コーディネーターの専任化を進め、早期からの適切な支援を行える体制を整備することで、発達障害の可能性のある児童生徒のより適切な成長を促進する必要があります。

(3) 法制度と統計値から見る障害者雇用・就労に係る課題

法定雇用率引上げ等への対応

- ・企業の障害者雇用への理解や障害者自身の就労意欲の高まり、就労援助センターや就労移行支援 事業所等の就労支援機関の整備などの背景により、企業の障害者雇用数は増加しています。
- 法定雇用率が15年ぶりに引き上げられましたが、この間、就労援助センターや就労移行支援事業所などの就労支援機関が地域に定着してきており、これまで以上に障害者雇用の拡大が見込まれます。
- ・このような状況下で、<u>企業と障害者のマッチングを的確に行っていく</u>ため、川崎市における各雇 用先への関わりとして、新たに次の視点について課題が生じています。

課題 1 障害者雇用促進・開拓に向けた総合的かつ個別具体的なサポート体制の構築

- ・企業の雇用に対して、障害者の職場適応を図るためには、<u>障害者雇用に向けたトライアルを進める実習の場づくりなどの各種環境整備を行うとともに、支援者が直接職場に出向き、</u>障害者及び事業主に対して、職場で生じる様々な課題の改善を図るための支援を行う必要があります。
- ・雇用された障害者が最も多くの時間を過ごす場所は企業であることから、障害者を雇用する企業 人事担当者に加えて、現場担当者などの企業担当者が障害者の障害特性を十分に理解して、継続 的に学ぶ機会を提供していく必要があります。

課題2 精神障害・発達障害・高次脳機能障害等へのサポート体制の構築

- ・精神障害のある方の就職件数が急増している状況や、近年相談件数が増加している発達障害や高 次脳機能障害等のある方への雇用促進に向けて、企業における各種環境整備や雇用する際の支援 方法の構築が必要となっています。
- ・特に、精神障害者については、医療機関を利用している場合が多く、就労支援に当たって**医療的** な配慮を行いながら一般就労への流れを促進していくことが必要となっています。

課題3 産業界全体で障害者雇用を推進する意識の醸成

・実雇用率の低い産業別・規模別での企業における障害者雇用の推進に向けて、同一産業別、同一規模別での組織団体等への障害者雇用の意識の働きかけや、雇用の実例を通じた好事例の発信と共有、川崎市による障害者雇用を推進する企業への応援などの取組が必要となっています。

福祉的就労の促進(障害者優先調達推進法に基づく取組)

• <u>障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立を促進</u>するため、障害者優先調達推進法に 基づく取組が求められています。

課題4 障害者優先調達推進法に基づく取組

・川崎市として、<u>法に則した優先的な調達を推進</u>するとともに、受注機会の増大を図るための措置を講ずることが必要となっています。

課題5 障害者就労施設での工賃向上に向けたサポート等

- ・国が掲げる新たな工賃向上計画は都道府県所管事務であるものの、市町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援していくよう協力の依頼がなされていることから、共同受注窓口である川崎市しごとセンターを経由するなどの手段を通じた、企業等から施設への仕事の発注促進やふれあい製品の売り上げ向上への検討を図っていく必要があります。
- ・また、一般就労の継続が難しくなった方に対して、<u>福祉的就労の場が働くことのセーフティネット機能を担っていく必要</u>があります。

2 支援ステージ別に見る障害者雇用・就労の現状と課題

(1)教育・福祉・労働施策の連携による障害者雇用の推進体制

【就労支援が必要な主な障害者】

- 障害者雇用を促進していくために、企業に対する支援に加え、障害者に対する就労支援が 必要となりますが、就労支援の必要な障害者の対象は主に次のように想定されます。
- □ 特別支援学校の生徒
- □ 就労系障害福祉サービスを利用している(利用しようとしている)障害者
- □ 在学時や就職後、精神障害が発症、発達障害が明らかになる、事故や疾病等により身体 障害や高次脳機能障害、難病が発生(発症)する等により未就職又は離職した障害者
- □ 精神障害、事故や疾病等による高次脳機能障害、難病を発症した者であって、雇用継続 または休職中の障害者

【障害者に対する就労支援の基本的なプロセス】

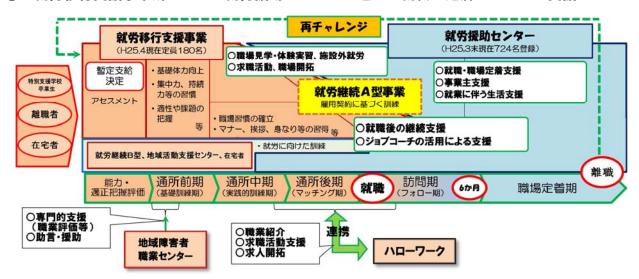
- (ア) 就労相談
- (イ) 就労能力等に関するアセスメント(評価)
- (ウ) 職業相談、職業紹介、求人開拓
- (工) 同行紹介や訪問支援等を通じた雇入れ支援
- (オ) 就職後の職場定着支援
- (力) 職業生活の中で生じる職業上又は生活上の課題に対するフォローアップ支援
- (キ) 加齢等に伴い、職業能力が低下した障害者に対する就労継続支援事業への段階的な移行を含めた支援

① 特別支援学校卒業生が就職・定着するまでの支援



- 特別支援学校では、特別支援教育の実施、職場体験実習、就職希望の把握等を行うとともに、就職希望のある生徒についてはハローワークへ求職登録を行います。
- ・求職登録後は、ハローワークにおいて、就職ガイダンス、職場実習先の開拓、就労アドバイザーの派遣等を通じて、就職希望のある生徒の支援を行います。
- ・就職する生徒については、特別支援学校の進路担当教諭を中心に卒業後の定着支援を行う とともに、卒業後3年を目安に就労援助センターへ必要な支援の引継ぎを行っていきます。
- 一方で、卒業後一定程度時間をかけて就業をめざす場合は、職業能力開発校での訓練や、 就労移行支援事業所等での訓練を通じて、就職をめざして活動していきます。
- ※特別支援学校に在籍する以外の特別な教育的支援を要する生徒に対しても、的確な就労相 談体制の構築をしていくことが必要となっています。

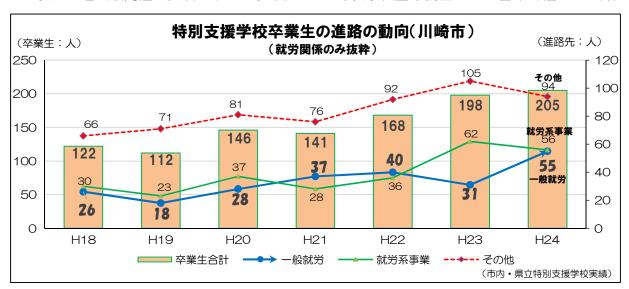
② 就労移行支援事業所などから就労援助センターを通じた就職・定着するまでの支援



- ・障害者総合支援法のサービス等を利用しながら、就職に向けた活動を行っていきます。具体的には、必要に応じて相談支援事業所でのケアマネジメント技法を通じた計画相談支援を受け、<u>就労移行支援事業所で就労継続支援A型事業所</u>、<u>就労継続支援B型事業所</u>、<u>地域</u>活動支援センター等を利用しながら、就職に向けた準備を行っています。
- ・就職までの間で、<u>地域障害者職業センターによる職業評価</u>を受けたり、<u>ハローワークから</u> 職業紹介を受けるなど、関係機関と連携しながら就職活動を進めていくことになります。
- ・<u>就労援助センター</u>も、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センターなどの関係機関と 連携しながらの就職活動支援や、<u>個別に大学、専門学校生などで支援が必要な方について</u> の就職活動支援を行っています。
- ・<u>就職後は、就労援助センターを中心に就職・職場定着、事業主支援、就業に伴う生活支援</u> などの定着支援活動を行い、障害のある方の就労が継続していけるような支援を必要に応 じて行っています。

(2)特別支援学校在学期の就労支援

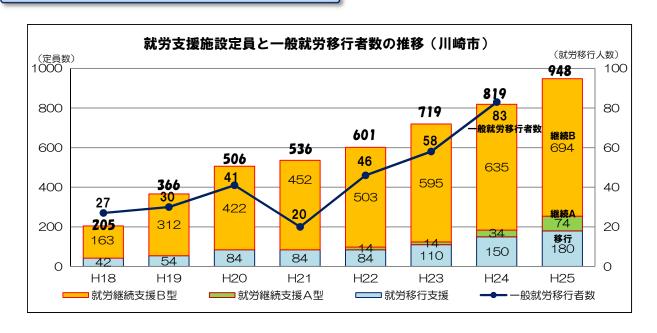
- ・平成19年4月の改正教育法の施行に伴い、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、 すべての学校において障害のある児童生徒への支援を充実していくこととなりました。また、 平成21年3月に「特別支援学校高等部学習指導要領」の改訂が行われ、就業体験機会の充実 や、進路指導に当たっては福祉・労働等の関係機関の連携、地域の産業界等の人々との積極的 な協力を得ること、及び生徒一人ひとりについて、家庭及び地域や教育、福祉、労働、医療、 保健等の関係機関との連携を図り、入学前から卒業後までを見通した長期的な視点で教育的支 援を行うための個別の教育支援計画を作成することが規定されました。
- ・このような中、川崎市における特別支援学校卒業生は、障害定義の多様化に伴い、軽度障害の 生徒を中心として、年々増えています。
- ・このため、<u>社会的自立支援の強化</u>を進めていくことを目的に、教育委員会では<u>特別支援学校の</u> <u>分教室を開設</u>するなど、教育委員会において<u>一般就労に向けた取組を強化</u>しています。
- 平成24年度には一般就労した卒業生は、卒業生全体205名のうち55名、割合は26.8%といずれも過去最高値を更新しました。(平成24年度学校基本調査での全国平均値は25%)



【卒業後に必要な支援】

- 卒業後は、各特別支援学校に配置されている進路担当教諭及び教育委員会に配置されている就 労支援員により原則卒業後3年を目安に、一般就労した生徒に対して就労を継続していくため の定着支援を行い、その後必要に応じて就労援助センターによる定着支援へと引き継いでおり、 切れ目のない支援を行っています。
- 障害者総合支援法に基づく職業訓練や就労移行支援事業が進路先となった生徒は、各事業所と 就労援助センターによる企業就労に向けた就労支援を行っています。

(3) 就労支援施設等から一般就労への移行支援



• 障害者総合支援法に基づく就労支援施設は次の事業があります。

【就労移行支援事業】(平成25年4月現在:14か所、定員180名)

• 原則2年間の利用期間中に、就労を希望する障害者に対し、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業

【就労継続支援A型事業(雇用契約あり)】(平成25年4月現在:4か所、定員74名)

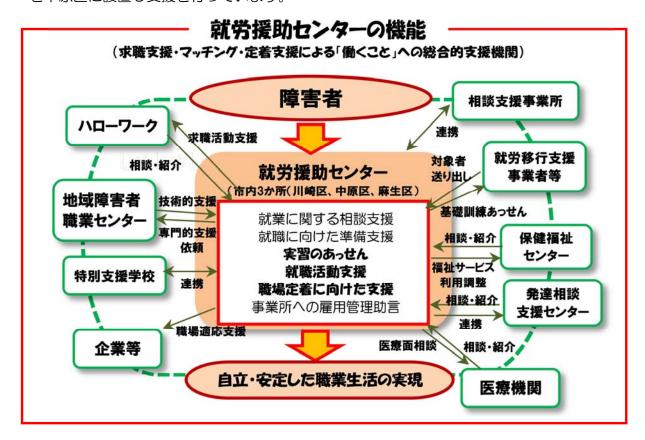
• 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業(雇用契約に基づく)

【就労継続支援B型事業(雇用契約なし)】(平成 25 年 4 月現在:40 か所、定員 694 名)

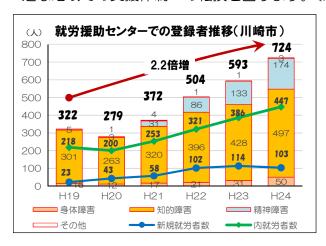
- 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業(雇用契約に基づかない)
- ・上記の、3つの事業についてはいずれも平成18年に施行された障害者自立支援法に基づき展開された事業ですが、平成25年度の状況は平成18年度と比較すると、就労継続支援B型事業を中心に旧法体系から障害者自立支援法に基づく新体系への移行の背景と相まって、就労移行支援事業で約4.5倍、就労継続支援B型事業で約4.3倍、就労継続支援A型事業においては18年度当初は市内に存在しなかったものが、74名分の定員までとそれぞれ拡大しています。
- •「福祉施設から一般就労への移行」に関する取組は、「第3次かわさきノーマライゼーションプラン」(平成25年3月改定)にも重点的に取り組む目標として位置づけられていますが、**年々一般就労への移行者数は増加傾向**にあり、今後も福祉施設から一般就労への取組を促進していく必要があります。

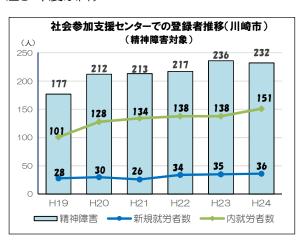
(4)成人期における就労支援

- ・川崎市では、障害のある方の「働くこと」を、求職支援、マッチング、定着支援などの提供を 通じて総合的に支援するため、就労援助センターを中心とした支援体制を構築しています。
- 就労援助センターは、社会福祉法人により川崎区、中原区、麻生区に設置しており、市内 3 拠点体制で支援を行っているほか、精神障害のある方を対象として川崎市が社会参加支援センターを中原区に設置し支援を行っています。



※精神障害者を主な対象者とする社会参加支援センターの就労支援機能については、リハビリテーション福祉医療センター再編整備計画の進捗に合わせて、市内1か所体制から、より身近な地域での支援体制への転換を図ります。(H28年度以降)





・求職支援及び就労者に対する定着支援の件数はともに急増していますが、特に、定着支援の必要な対象者と精神障害者に対する支援が急増しており、支援の仕組みが課題となっています。

【川崎市内の就労援助センターが行う業務の主な流れ】

求職支援の場合

- (ア) 相談受付(相談元:区役所、施設、本人及び家族、病院、教育機関、ハローワーク、発達相談支援センター、若者サポートステーション、相談支援事業所等)
- (イ) 初回面談→登録面談→適正把握(実習等を通じて)
- (ウ) 支援の方向性の検討(本格的支援のスタート)
- (工) 個別面談(主な支援内容:求人開拓、求人検索支援、ハローワーク同行、企業面接同行、身だしなみチェック、履歴書・職務経歴書作成フォロー、模擬面接、書類送付手続等)
- (才) 就労→就労定着支援

定着支援の場合

- (ア) 相談受付(相談元:区役所、施設、本人及び家族、病院、教育機関、ハローワーク、発達相談支援センター、若者サポートステーション、相談支援事業所、企業等)
- (イ) 初回面談→登録面談→職場訪問にて就業状況の確認
- (ウ) 定期巡回訪問(主な支援内容:生活支援、企業支援、契約内容確認、トラブル時の対応等)

(5) 支援ステージ別の障害者雇用・就労の課題

特別支援学校等在学期の課題

課題6 学ぶ意欲や働く意欲を育み、社会的自立を促進する教育の構築

・特別支援学校卒業後の進路として一般就労を進めていくうえで、適切な自尊感情、学ぶ意欲や 働く意欲を育み、さらに問題解決能力・豊かな人間関係、道徳性、規範意識、社会的スキル等 を育成することで発達段階ごとの課題に対応しながら、生徒が自立して社会生活、職業生活を 営み、個人として豊かな人生を送る基礎となる力をつけていくことができる教育を進めていく 必要があります。

課題7 特別支援学校生徒や発達障害等特別な支援を要する生徒に対する社会的自立支援の強化

・特別支援学校卒業生の増加と、市立高等学校を含めた発達障害などの障害の多様化・軽度障害の生徒増加により、実習を通じた働く意識の向上や進路支援の充実を通じて、生徒への社会的自立支援機能の強化が必要となっています。

課題8 個々の生徒の状況に応じた総合的な就労サポート体制の構築

- ・卒業時の職場開拓を行うとともに、<u>卒業後の職場定着率を向上させていく必要</u>があります。
- ・特別支援学校卒業後の進路の検討の際に進路選択をより広げていくため、本人と保護者等の双 方が、障害者が働く企業の現場を知る取組を進めていくことが必要となっています。
- ・また、企業で働く上でサポートが必要な事柄を、家族等の本人を支える者全体で学んでいくことで、**家族等の支える力を向上させていく必要**があります。

就労支援施設等での成人期の課題

課題9 福祉施設から一般就労への促進

・ <u>福祉施設から一般就労への移行</u>を進めていくため、就労移行支援事業所を中心として、積極的 に一般就労に向けた取組を継続して進めていく必要があります。

課題10 福祉施設従事者の就労支援スキルの向上

・福祉施設から一般就労を促進するため、障害者を支援する福祉施設従事者の人材育成を行うと ともに、現場で起きている課題を共有し解消に向けた協議を通じて、川崎市の<u>支援機関の全体</u> 的な就労支援スキルの向上を図っていく必要があります。

課題11 精神障害、発達障害、高次脳機能障害等への支援体制の構築

- ・精神障害者への支援が増加していることから、就労支援施設と医療機関との連携を強化しながら、医療から雇用への流れを促進していく必要があります。
- ・発達障害、高次脳機能障害などの新たな障害に対応する支援プログラムを構築し、川崎市の支援機関の全体的なスキル向上を図っていく必要があります。

就労準備から就職時期の課題

課題12 一般就労へのコーディネート機能の強化

・企業の障害者雇用への意識の高まり、法定雇用率の引き上げ、就労移行支援事業所の充実等の 背景から、障害者雇用が今後ますます拡大していくことが推測されます。そのような状況の下 で、障害者が安定的に企業で働き続けることができるよう、<u>就労援助センターを中心とした機</u> 能により、就職時期のマッチングを的確に行っていく仕組みを強化していく必要があります。

課題13 職場環境の構築に向けたサポート機能の強化

- ・企業における障害者雇用の具体的な検討を行う際、障害者の職場適応を進めるためには、ジョ ブコーチ機能を有する支援者が直接職場に出向き、**障害者及び事業主に対して、職場で生じる 様々な課題の改善を図り、職場環境を構築していく支援を行う必要**があります。
- ・また、精神障害等の場合、勤務時間や業務内容等に一定の配慮や柔軟な対応が必要となり、また、通院や服薬、休憩が必要な場合もあることから、職場での個々の障害特性に対する理解促 進策を充実させていく必要があります。

課題14 就労に向けた企業と障害者との意識共有の場の構築

- ・企業の障害に対する理解を深めることや、障害者の基礎能力や適性、職務遂行能力を的確に判断していくために、職場実習やキャリア形成支援ツールの活用により、双方の意識共有手段の 取組を拡充していく必要があります。
- ・また、企業で働くことを実感して、実際に働くことを想定して意識を高めていくために、<u>障害</u> 者や支援機関が企業就労の現場の取組を見学する場を提供していく必要があります。

就職から定着支援に係る時期の課題

課題15 一人ひとりの状況に応じた総合的な定着支援体制の強化

・障害者雇用の拡大に伴い、増え続けている就労援助センターでの定着支援登録者への対応について、職場内での課題、生活上の課題、家庭内での課題等に対して、地域の関係支援機関や企業、家族も含めた総合的な支援ネットワークにより全体で支えていく仕組みを構築していく必要があります。

課題16 障害者が働き続けるための力の向上・支援

- ・障害者が雇用されてから安定的に働き続けることを実現させるため、**働く個人の力**はもとより、 周辺にいる職場関係者、家族、支援機関等が働く本人のできることを引き出して、支援してい く力を向上させていく必要があります。
- ・また、<u>精神障害、発達障害、高次脳機能障害などの新しい障害に対する支援も今後増え続けて</u> いくことから、的確な支援を行うことのできるスキルを身につけていく必要があります。

障害者雇用・就労施策全体の促進体制

課題17 就労支援関係機関が有機的な連携を図るための総合的な推進体制の構築

・障害者雇用に係る各制度が急速に変化していく中で、障害者の就労を支える就労援助センター、 就労移行支援事業所、ハローワークなどの役割は拡大していますが、企業に対する雇用拡大に 向けた支援と働く障害者への支援を、就労支援関係機関が有機的に連携を図りながら進めてい くために、障害者雇用・就労に関する政策立案、障害者雇用モデルの構築の研究と発信など、 障害者雇用・就労事業を総合的にコーディネートしていく役割が必要となっています。

基本目標・取組の視点・基本方針

1. 基本目標・取組の視点・基本方針

障害者雇用・就労に関する現状と課題を踏まえ、行政機関のみならず、多様な主体が協働し、総合的な障害者雇用・就労を促進していくことをめざし、次のとおり、「基本目標」、「基本目標の実現に向けた3つの視点」、「基本方針」を位置づけます。

(1)基本目標

障害があっても働く意欲を実現できる、市民・企業・事業者・行政などの多様な主体 の協働を通じた自立と共生の社会をめざす

(2) 基本目標の実現に向けた3つの取組の視点

- 【視点1】障害のある方の働く権利を保障していくため、就労を希望する障害者が希望に応じた 就労を実現できるよう**企業と支援機関(者)のネットワークを構築**します。
- 【視点2】地域の関係機関が個々の状況に応じて障害のある方が働くことを総合的に支援していく仕組みを構築し、福祉施設から一般就労への移行を最大限にめざします。
- 【視点3】障害者雇用に向けた民間企業の取組を促進していくため、**民間企業の取組をサポート** していく仕組みを構築します。

(3)基本方針

基本目標及びその実現に向けた3つの視点を踏まえ、基本方針として次の3つの方針を位置づけ、障害者雇用・就労の促進に向けた取組を図っていきます。

方針1 "働く意欲と働く力の向上"を支える

• 障害のある方が一般就労していくために、特別支援学校期や成人期以降も含めて、働く意欲を高め、働く力の向上を図っていく取組を進めていきます。

方針2 "働きたいと雇いたいのマッチングカの強化"を進める

・障害のある方の働きたい気持ちと企業の雇いたい気持ちを調整し雇用に結びつけるとともに、 その後の就労定着に向けた体制を強化することで、働く障害のある方と雇用する企業とのマッチングする機能を強化していきます。

方針3 "雇用の場を創出・拡大"する

・障害がある方の働く場は、法定雇用率の引上げ等により拡大傾向にありますが、より障害のある方が働くことのできる職域を拡大していくとともに、障害者雇用を進める企業を応援していく仕組みを構築していきます。

川崎市障害者雇用・就労促進基本方針の全体像

障害があっても働く意欲を実現できる、市民・企業・事業者・行政などの多様な主体の協働を通じた自立と共生の社会をめざす

方針1 動く意欲と働く力の向上"を支える

【働くことの実現に向けた支援体制の課題】

- 1 学ぶ意欲や働く意欲を育み、社会的自立を促進する教育の構築
- 2 特別支援学校生徒や発達障害等特別な支援を要する生徒に対する

社会的自立支援の強化(課題7)

3 個々の生徒の状況に応じた**総合的な就労サポート体制の構築**(課題8)

【課題解決に向けた基本方向】

方向1 特別支援学校や特別支援学級において、職業的自立に

必要となる能力や態度を育成する「職業教育」の推進

- 方向2 働く喜びと意義を感じることのできる就労体験の場の創出
- 方向3 卒業後の進路希望に応じたコース制の導入と分教室の設置 等による職業教育の促進と特別な教育的支援を要する生徒へ の支援体制の構築
- 方向4 特別支援学校就労支援員による継続的な企業開拓の推進と、 就労後の就職定着率の向上(離職率低下)
- 方向5 職場定着率の向上を目指し「家族等の支える力」を育成

- 1 福祉施設から一般就労への促進(課題9)
- ■2 福祉施設従事者の就労支援スキルの向上(課題10)
- 3 精神障害、発達障害、高次脳機能障害等へのサポート体制の構築(課題11

【課題解決に向けた基本方向】

方向6 働く意欲に応じた福祉施設から一般就労への移行の推進

- 方向7 <u>福祉施設従事者の人材育成</u>
- 方向8 支援方法が未確立な障害への支援プログラムの構築

… 福祉的就労による"働く"を支える

【福祉的就労により働く課題】

- 1 障害者就労施設等からの優先的な調達を推進し、受注機会の増大を図るた めの措置 (課題4)
- 2 障害者の生活を自立したものとするため、**工賃を増やす**とともに<mark>離職</mark>
- **後も含めたセーフティネットの役割を果たす**取組(課題5)

【課題解決に向けた方向性】

- 方向9 <u>障害者施設への発注を促進</u>する
- 方向1〇 **障害者施設等での製作物販売の促進**

障害者雇用・就労を継続的に推進していく取組

障害者雇用の促進に向けたプラットホームづくりっ

【関係者間の連携における課題】

- 1. 各関係機関が障害者雇用に向けて取組事項の相互共有による障害者雇
- 障害者雇用について、雇用者、行政、障害者などの関係者が障害者雇 用についての課題や先進的な取り組みを情報交換しながら、協働して障害者 雇用の促進が図られる仕組みが必要

【課題解決に向けた方向性】

- ○障害者雇用・就労促進に向けた関係者の場づくり
- ・庁内外から、企業関係、労働分野、福祉分野等から構成
- ・「障害者が働く」ことを推進するまちづくりの基盤を形成・整備する
- ・障害者雇用に関わる人の裾野拡大を進める
- ・障害者雇用の情報を積極的に発信し、幅広くアピールする

方針2 働きたいと雇いたいのマッチングカの強化["]を進める

√**働くに結びつける**ための支援体制の課題】 ·····

- 1 障害者雇用促進・開拓に向けた総合的かつ個別具体的なサポート体制の構築
- 2 **一般就労へのコーディネート機能**の強化 (課題12)
- 3 職場環境の構築に向けたサポート機能の強化(課題13)
- 4 精神障害・発達障害・高次脳機能障害へのサポート体制の構築(課題2)
- 5 産業界全体で障害者を雇用する意識の醸成 (課題3)
- 6 就労に向けた**障害者との意識共有の場**の構築(課題14)

【課題解決に向けた方向性】

- 方向11 <u>障害者雇用支援モデルの構築</u>
- 方向12 就労援助センターを中心とした就労支援コーディネート機能

*______

- 方向13 雇用環境整備に向けた実践的な企業支援の仕組みづくり
- 方向14 企業や庁内委託事業での障害者就労の実習の場の拡大
- 方向15 精神障害、発達障害、高次脳機能障害等への支援機能の構築
- 方向16 ハローワーク等支援機関と企業との意識の共有の場づくり
- 方向17 キャリア形成支援ツールの活用による雇用促進の仕組みづくり

- 1 一人ひとりの状況に応じた総合的な定着支援体制の強化(課題15)
- 2 障害者が働き続けるための力の向上・支援 (課題16)
- 3 障害者雇用促進・開拓に向けた**総合的かつ個別具体的なサポート体制の構築**

【課題解決に向けた方向性】

- 方向18 就労援助センターを中心としたきめ細やかな職場定着支援 に向けた体制の強化
- 方向19 雇用先企業に向けた定着支援体制の構築
- 方向20 障害者の仕事を本人と就職先と両面から支える支援員の 確保育成

方針3 雇用の場を創出・拡大" する

【雇用の場の拡大・創出に向けた課題】

○法定雇用率の引き上げ等により障害者雇用の拡大に向けての制度面で の変化が進められていることから各雇用先での対応が求められている。

雇用機会拡大・創出に向けた方向性

: (民間企業への雇用促進に向けた取組に向けての課題)

- 1 障害者雇用促進・開拓に向けた総合的かつ個別具体的なサポート体制の構築 (課題1)
- 2 産業界全体で障害者雇用を推進する意識の醸成(課題3)

【課題解決に向けた方向性】

~雇用プロセスに応じた支援体制の構築~

方向21 障害者雇用に向けた相談の場づくり

- 方向22 中小民間企業等でのチャレンジ雇用の支援
- 方向13 **雇用環境整備に向けた実践的な企業支援**の仕組みづくり

~障害者雇用の職域・場の拡大に向けた仕組みづくり~

- 方向23 障害者雇用にノウハウ等を有する企業・団体等との提携
- 方向24 ウェルフェアイノベーションと連携した障害者雇用の職域
- 方向25 障害者雇用推進企業応援(評価・発信)する仕組みづくり

市役所による雇用拡大に向けた施策の方向性

方向26 市の雇用率拡充に向けた取組の推進

- ・雇用率の拡充に向け、①計画的な採用計画に基づく採用、②職域の拡充 への取組、③チャレンジ雇用の拡充
- 方向27 民間企業の障害者雇用促進に向けた市役所業務の優 **先発注**の仕組みづくり

障害者雇用の取組を発信し共有する

【障害者雇用を広く進める課題】

- 1. 企業によっては、どのように雇用すれば良いかノウハウが乏しい
- 2. 知識や技能を有する企業が求める障害者が見つからない情報のミス **マッチ**が牛じている
- 3. 障害がゆえの特性をどのように対応してよいかわからない

【課題解決に向けた方向性】

- 1. 雇用の好事例の情報発信と配慮すべき事項の紹介
 - ・ 障害特性に応じた事例集の作成や相互の情報共有を図る情報ツールの作成
- チャレンジ雇用等の実践に基づく多様な雇用モデルを企業等に発信することに よる障害者雇用に関するノウハウの習得支援
- 2. 企業と支援機関との意識の共有の場づくり(再掲)
- ・ 合同面接会、就職活動セミナーの開催や、関係機関が顔の見える関係を構築

庁内の総合的な体制整備と進行管理・評価・

【障害者雇用を総合的に進める課題】

- 1. 教育、福祉、企業向けの各施策の情報の共有による総合的な雇用 促進体制が必要となっている。
- 2. 雇用先の開拓機能や企業就労支援・企業定着支援機能について、 各組織間で制度の狭間が生じない体制整備が必要となっている。

【課題解決に向けた方向性】

- 1. 障害者雇用・就労促進に向けた一体的な組織体制の検討
- 2. 障害者雇用・就労促進に向けた各局横断的な会議体の設置検討
- 3. 基本方向の取組結果に対する進行管理と評価の実施

行動計画

~障害者雇用・就労に最も積極的な都市川崎をめざし「30の行動」にチャレンジ~

方針1 "働く意欲と働く力の向上"を支える

【学校在学期】



特別支援学校や特別支援学級において、社会的自立に必要となる能力や態度を育成する「キャリア在り方生き方教育」を推進する

【方向1】

●「キャリア在り方生き方教育」を推進し、学ぶことや働くことの尊さを実感させ、豊か な人間関係、道徳性、規範意識、社会的スキル等を育成していきます。

方向1を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1-1「キャリア在り方生き方教育」	導入検討	「キャリア在り方	研究の成果を踏ま	研究の成果を踏ま
の推進		生き方教育」導入	えた取組の推進	えた取組の推進
社会的自立、職業的自立の		に向けた研究・研		
基盤となる、学ぶ意欲や働く		修		
意欲、社会的スキル等を育成				
する「キャリア在り方生き方				
教育」を、特別支援学校や特				
別支援学級おいても実施でき				
るよう取組を進める。				



働く喜びや働く意義を感じることのできる就労体 験の場を創出する

【方向2】

- ●障害のある生徒が働く経験のできる多様な場を開拓し、職場体験を促進するとともに、 職場実習を通じて適性の確認と働く意欲、適切な自尊感情を育成していきます。
- ●職場実習を通じて、的確なマッチングによる進路選択とその後の安定した職場定着が行えるよう支援していきます。
- ●地域において、障害のある方が働くことを通じて、障害への理解を促進し、共生社会へのきっかけづくりを行っていきます。

方向2を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
2-1 特別支援学校高等部における職場実習の実施 高等部各学年において、多様な職場における職場体験を通じて、その後の的確なマッチングによる進路選択・安定	34 人(全体の	力・特性に応じた 職場実習を実施		
した職場定着が行える仕組みを充実させていく。	実習・就労可能企 業新規開拓数 110 社(延べ 1110 社)	業開拓の推進	実習・就労可能企 業開拓の推進	実習・就労可能企 業開拓の推進
2-2 中学校特別支援学級での 職場体験の実施 中学校2年次における多様 な職場体験を通じて、生徒自 らが働くことの実感を体験す るとともに、就労意欲を高め	している 1 日~2 日程度の職場体験 に生徒の状況に応			生徒の状況に応じた職場体験の実施
ていく。		中学校特別支援学 級における職場体 験の在り方ついて 検討	検討結果に基づく職場体験の実施	検討結果に基づく職場体験の実施
2-3 生徒の就労体験による地域の障害理解の促進 中学校特別支援学級生徒や 特別支援学校高等部生徒が、	企業や介護施設等 での職場体験による障害理解の促進。		職場体験による障 害理解の促進	職場体験による障害理解の促進
職場体験・職場実習等を行うことで、地域の方々の障害理解を促進する。		ける地域に開かれた 職業実習施設 (カフェとベーカ	職業実習施設による障害理解の促進 特別支援学校における職業実習施設の在り方の検討	る障害理解の促進 検討に基づく取組



職業教育を促進するとともに、特別な教育的 支援を要する生徒へ支援する

【方向3】

- ●一般就労を促進していくため、特別支援学校の分教室の体制強化に向けた検討を行うとともに、進路希望に応じたコース制の推進と地域と連携した実践的な職業教育を推進していきます。
- ●市立高等学校等の特別な教育的支援を要する生徒に対し、的確な就労相談体制の構築に ついて検討していきます。
- ●発達障害を持つ生徒に対する就労支援を充実していくために、専門性を有する機関と連携した総合的な就労支援体制のあり方を検討していきます。

方向3を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
3-1 特別支援学校分教室における職業教育体制の充実 川崎市立養護学校分教室を体制強化することにより職業教育を促進する。	室の設置による職		検討に基づく取組	検討に基づく取組
3-2 特別支援学校におけるコース制と職業実習施設による職業教育の充実 特別支援学校における進路希望に応じたコース制を設置				コース制による職 業教育の実施
し、地域に開かれた職業実習 施設を整備することで、一般 就労をめざした職業教育を促 進する。		田島養護学校における地域に開かれた職業実習施設 (カフェとベーカリー)の開設	ける職業実習施設 の在り方の検証	
3-3 高等学校に在籍する特別な 教育的支援を要する生徒の 就労支援 特別支援学校のセンター的 機能を活用し、特別支援学校	導担当教員による 進路指導	る新たな支援体制の検討		
の就労支援員が高等学校に在籍する特別な教育的支援を要する生徒の就労支援を専門機関と連携して行う。	ートステーション との連携による支	ートステーション に加え、発達障害 者支援センター等 との連携による支	ートステーション に加え、発達障害 者支援センター等 との連携による支	ートステーション に加え、発達障害



特別支援学校生徒向けの企業開拓を推進し、就労後の職場定着率を向上させる

【方向4】

●教育委員会に配置されている特別支援学校就労支援員による企業開拓を推進するととも に、離職に至らないよう定着に必要な支援を行っていきます。

方向4を具体化する事業

市张 /2 · 市 张 +3 · 応	TH J.b.	要者の左右	亚什么工作体	亚青00左曲
事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
4-1 特別支援学校生徒向け企	就労支援員による	生徒のニーズや特	生徒のニーズや特	生徒のニーズや特
業開拓	企業開拓	性に応じた企業開	性に応じた企業開	性に応じた企業開
就労支援員により、障害の	(企業との面接数	拓の推進	拓の推進	拓の推進
ある生徒の受入可能企業を増	350 社			
やし、生徒に合った企業への	実習・就労可能企	就労支援による就	就労支援による就	就労支援による就
就労を図る。	業新規開拓数110	職実績の向上	職実績の向上	職実績の向上
	社)			
4-2 特別支援学校生徒向け定	就労支援員による	卒業後 3 年間の就	卒業後 3 年間の就	卒業後 3 年間の就
着支援	定着支援の在り方	職定着率の向上を	職定着率の向上を	職定着率の向上を
就労支援員により、特別支	の検討	めざした就労支援	めざした就労支援	めざした就労支援
援学校卒業後に就労及び就労		の実施	の実施	の実施
支援事業所等に進んだ生徒の	定着支援数 2人			
一般就労での定着を促進す				
る。				
4-3 特別支援学校の生徒向け	年1回実施	セミナーの実施	在り方を検討の上	在り方を検討の上
就職セミナーの実施			実施	実施
特別支援学校の就労を希望				
する生徒向けにビジネスマナ				
ー講習と模擬面接等による就				
職セミナーを実施する。				



職場定着率の向上をめざし、「家族の支える」 力を育てていく

【方向5】

●就労定着をより確かなものとしていくため、本人の就労を支える家族の力を育成し、就 労する本人を支えていく体制を強化していきます。

方向5を具体化する事業

The extraor of the					
事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
5-1 保護者向けの卒業後の進	特別支援学校生徒	特別支援学校生徒	特別支援学校生徒	特別支援学校生徒	
路選択情報提供	向け就職セミナー	向け就職セミナー	向け就職セミナー	向け就職セミナー	
生徒及び保護者向けに、障	に併せて保護者向	に併せて保護者向	に併せて保護者向	に併せて保護者向	
害福祉サービス制度の説明等	けに卒業後の相談	けに卒業後の相談	けに卒業後の相談	けに卒業後の相談	
のセミナーを実施する。	支援や就労移行支	支援や就労移行支	支援や就労移行支	支援や就労移行支	
	援事業等のサービ	援事業等のサービ	援事業等のサービ	援事業等のサービ	
	ス説明の場を設定	ス説明の場を設定	ス説明の場を設定	ス説明の場を設定	
			A ** *	0 * * * 1 . 0 + * E ! C	
			企業等との協働に		
就労意欲喚起に向けた情			よるセミナーの実		
報提供	によるセミナーの	池	施	施	
	実施				
	参加企業数 15 社				
	参加者数 200 名				
で働くということに対してイ					
メージを持ち意欲を高める取					
組を行う。					
5-3 保護者向け定着支援セミナ	定着支援セミナー	就労支援員を活用	就労支援員を活用	就労支援員を活用	
一の実施	の在り方を検討	した定着支援セミ	した定着支援セミ	した定着支援セミ	
就労を希望する生徒や就労		ナーの実施	ナーの実施	ナーの実施	
している卒業生の保護者を対					
象に、職場定着に向けた課題					
等についてセミナーを実施す					
る。					

※NPO法人障害者雇用部会:

障害者雇用に関する啓発活動障害者を雇用しようとする、または雇用している企業に対して、雇用安定のための支援、障害者の就労を支援する関係者の人材育成支援等を行う団体。主に神奈川県内多数の特例子会社等から構成

【成人期】



働く意欲に応じて、福祉施設から一般就労への 移行を推進し、職場定着率の向上をめざす

【方向 6】

- ●就労移行支援事業所や就労援助センター等就労支援機関による支援を通じて、福祉施設から一般就労への移行を促進していきます。
- ●民間企業における職場実習を通じて、就労意欲の向上とその後の就労へ向けたステップ アップとしていくため、実習の場の拡大を行っていきます。

方向6を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
6-1 障害者雇用短期チャレンジ	未実施		実施結果に基づく	
事業		業で延べ 40 人が	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
福祉施設利用者の就労意欲		チャレンジ	開	開
を喚起するため、未雇用企業				
での雇用チャレンジを展開				
6-2 就労体験ステップアップ事業	第4庁舎清掃業務	第 4 庁舎、高津区	実施結果に基づく	実施結果に基づく
就職に向けて的確なマッチ	委託において実施	役所清掃業務委	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
ングを行うため、庁内業務の		託、多摩図書館事	開	開
一部を実習場所として提供	平日2人定員での	務で実施		
し、本人の動作能力等の評価	受入			
を行う。				

[※]この他、神奈川県が実施する、「障害者の態様に応じた多様な委託訓練(トライ!)」などの訓練 事業の活用に向けた周知を図り、福祉施設から一般就労への移行を促進していきます。



福祉施設従事者の人材育成を行い、就労支援スキルの向上を図る

【方向7】

- ●就労支援機関が就職希望の障害のある方に合った適切な支援を行うにあたって、就労支援に必要な知識・情報、技術などの能力形成に必要な体系的な研修を、就労支援に係る専門機関と連携して展開していきます。
- ●就労支援機関が支援している、就労が継続している方、離職に至ってしまった方などの 経過事例を、定期的な会議等の開催を通じて就労支援機関の間で共有する仕組みを構築 することにより、全体的な就労支援スキルの向上を図っていきます。

方向7を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
7-1 就労支援機関向け人材育 成研修事業 就労支援機関・相談支援機 関などの支援者向けに就労支 援に必要な知識・情報、技術 などの能力形成に必要な体系 的な研修を行い、的確な支援 を行えるようスキルアップを 図る。	(基礎知識、労働 関連法規、企業側 の視点、求職支 援・定着支援のO JTに基づく事例	修の実施	実施結果に基づく検討を踏まえた展開	
		多様な就労支援機 関におけるスキル アップに向けた事 例検討会等の開催	実施結果に基づく 検討を踏まえた展 開	



支援方法が未確立な障害への支援プログラム の構築を行う

【方向8】

- ●精神障害、発達障害、高次脳機能障害のいずれも雇用が進んできていますが、雇用する 企業にとって継続的な雇用が可能となるような職域の整理や、定着に向けたポイントの 整理を行うとともに、本人、家族、教育機関、福祉事業関係機関、企業などの多様な主 体へ、就職から継続的な就労への支援手法を共有・発信し、一般就労への移行を促進し ていきます。
- ●既存の就労移行支援事業などの制度利用に結び付きにくい方などを対象に、若者サポートステーションの機能や地域リハビリテーションセンターでのプログラム実施、就労意欲の向上を図る訓練を通じて、就労へのステップへと結び付けていきます。

方向8を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
8-1 障害者職域拡大推進事業 支援方法が未確立な障害者 への支援方法について、職業 センター等専門機関との協働 により、就労支援機関向け人 材育成研修事業の中で関係者 向けのスキル向上を図るとと もに、企業での雇用取組事例 を発信し共有化を図る。	未実施	人材育成研修の中で企業担当者と連携して展開雇用取組事例の発信と共有	実施結果に基づく検討を踏まえた展開	実施結果に基づく
8-2 かわさき若者サポートステーションとの連携 既存の障害福祉サービス事業などの制度利用に結び付きにくい方々を対象とした就労意欲の向上を図る訓練を実施する。	ートステーション との連携による支	ートステーション	ートステーション	かわさき若者サポートステーション との連携による支援の実施
8-3 地域リハビリテーションセンタ	一部、就労支援機 関との協働による 事業実施		実施結果に基づく 検討を踏まえた展 開	

【福祉的就労】



障害者施設へ多様な主体からの発注を促進する仕組みを構築し、福祉的就労の底上げを図る

【方向9】

- ●障害者優先調達推進法に基づく取組を進め、障害者就労施設等で供給可能な物品及び役 務の情報をとりまとめるなど、障害者就労の場への発注を促進していきます。
- ●市などの公的機関からのみならず、民間企業等からの障害者施設等への発注を促進するため、共同受注窓口である「川崎市しごとセンター」の組織体制を強化し、障害者就労支援施設等で提供可能な役務等の受注拡大及び求められる役務等の障害者就労施設等への情報提供を通じて、工賃向上に取り組んでいきます。

方向9を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
9-1 障害者優先調達推進法の	障害者優先調達推	障害者優先調達推	障害者優先調達推	障害者優先調達推
推進	進方針の策定	進方針の策定に基	進方針の策定に基	進方針の策定に基
障害者優先調達推進法に基	施設で供給可能な	づく展開	づく展開	づく展開
づく取組を推進する。	物品等リスト公表			
9-2 障害者共同受注窓口事業	受注実績	組織強化し、工賃	実施結果に基づく	実施結果に基づく
共同受注窓口「川崎市しご	平成 22 年度	向上に向けた受注	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
とセンター」を設置し、大口	約410万円	調整、販路及びし	開	開
の受注調整や販路及びしごと	平成 23 年度	ごと拡大、施設間		
の拡大、施設間での取組共有	約682万円	での取組共有を通		
を通じた施設が能動的に工賃	平成 24 年度	じた工賃向上への		
向上に取り組む動きを促す。	約1052万円	取組を促す。		
9-3 障害者施設等受注団体認	制度創設	認定状況を踏まえ	認定状況を踏まえ	認定状況を踏まえ
定制度		た検討	た検討に基づく展	た検討に基づく展
福祉施設へ積極的に発注す			開	開
る企業を契約上優先的に取り				
扱う制度				



障害者施設での商品力及び販売力の強化を 図り、魅力的な商品情報を発信する

【方向10】

●障害者施設で製作しているふれあい製品について販売を拡大していくため、市場から求められる製品を売り出していく観点から、「川崎市しごとセンター」が有する機能との連携も含め、企業や大学等民間のノウハウを活用した、製品・サービスの開発、製品の改善、高付加価値化に向けた取組を支援していきます。

方向10を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
10-1 ふれあい製品振興事業	ふれあい製品販売	継続実施	実施結果に基づく	実施結果に基づく
障害者施設で作成するふれ	促進パンフレット	しごとセンターと	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
あい製品の販売拡大を図る。	の作成	連携した相乗効果	開	開
	川崎アゼリア等で	を発揮できる取組		
	の販売会の実施	の展開		
10-2 多様な主体との連携を通	未実施	多様な主体との連	実施結果に基づく	実施結果に基づく
じた商品力・販売力強化		携構築を通じた商	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
多様な主体との連携を通じ		品製造、販売力拡	開	開
て障害者施設での製品の商品		大の取組		
力・販売力の強化を図る。				

方針 2 "働きたいと雇いたいのマッチングカの強化"を進める

【求職~就職期】



障害者雇用・就労支援かわさきモデルを構築する

【方向11】

●民間企業等における好事例の集積や庁内チャレンジ雇用の実践を通じて、多様な障害特性を踏まえた適切な雇用・就労支援モデルを構築するとともに、雇用管理方法や雇用支援施策の情報発信、地域における障害者就労支援システムの総合的な調整等を行うため、障害者雇用・就労に関する総合的なコーディネート体制の設置を検討していきます。

方向11を具体化する事業

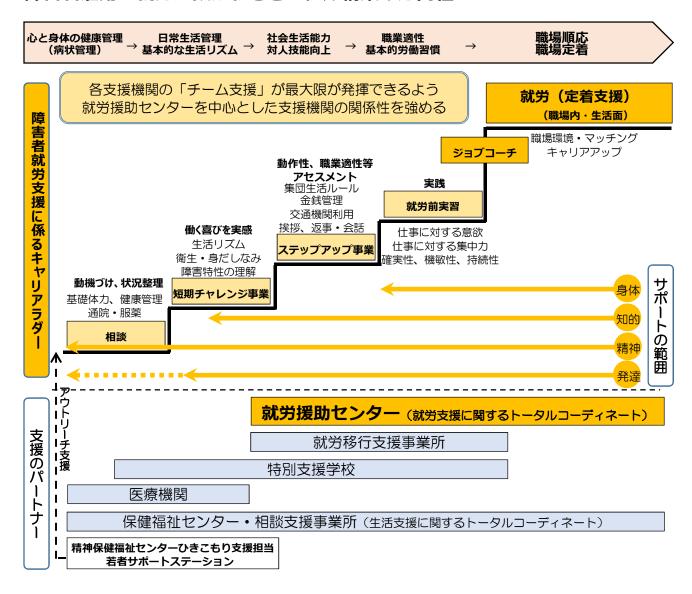
事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
11-1 障害者雇用・就労推進課	健康福祉局障害保	健康福祉局障害保	施策推進状況をふ	施策推進状況をふ
の新設	健福祉部障害計画	健福祉部障害者雇	まえた展開	まえた展開
障害者雇用•就労施策全体	課内に就労支援担	用・就労推進課の		
の推進を図るために、市内部	当を設置し施策推	新設に基づく施策		
に新たな組織を設置する。	進	推進		
11-2 障害者就労支援ネットワ	障害者就労支援コ	障害者就労支援コ	支援体制の状況を	支援体制の状況を
ーク事業	ーディネート会議	ーディネート会議	ふまえた展開	ふまえた展開
様々な就労支援機関の役割	を中心とした就労	の役割を整理し、		
をふまえたコーディネートを	支援を目的とした	各機関がより連携		
図り、就労援助センターを中	セミナー・研修の	しやすくなる場を		
心とした各々の支援機関・ハ	開催、課題の共有	設置し支援力の全		
ローワーク等が連携するとと		体的な向上を図		
もに支援力を充分に発揮する	障害者就労支援コ	り、かわさきモデ		
支援体制をつくりあげてい	ーディネート会議	ルの構築に向けた		
<.	年5回開催	検討を行う。		

障害者就労支援ネットワーク事業:

ハローワーク、特別支援学校、就労援助センター、就労移行支援事業所等からなるネットワーク体制で、各機関が集まっての就労支援コーディネート会議を隔月で開催し、就労支援を目的としたセミナーや研修の企画・実施を行っているほか、就労支援体制全体の課題を表出して新たな支援体制の仕組みを検討しています。

次年度以降、会議体の整理を行うとともに、従来の各支援機関の間でのネットワークから新たに 企業を加えてのネットワークへと発展させ、各主体の間での情報共有や事例検討等を通じた就労支 援スキルを強化するとともに、かわさきモデルとしての支援体制の構築に向けた検討を行っていき ます。

障害者雇用・就労支援かわさきモデル構築の方向性



※定着支援機能については、障害者総合支援法の附帯決議の中で、「障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労を更に促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に行えるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。」とされており、法施行後3年を経過する平成28年度からの制度改正等の国の動向を見据えながら、市内各就労支援及び相談支援機関の支援機能の資源配分のあり方を検討していく。



就労援助センターを中心とした障害者就労支援コーディネート機能を強化する

【方向12】

●就労援助センターが担っている、「求職支援」と「定着支援」の機能について、障害者雇用数が急増していることに伴う今後の支援対象者の増加を見込んで、就労援助センターを中心に、相談支援事業所やグループホーム等の障害のある方の生活を支える支援機関の役割を整理するとともに、就労援助センターの組織体制の強化を図ることにより、就労支援コーディネート機能を強化します。

方向12を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
12-1 障害者就労援助センター	就労援助センター	障害者就労支援体	国の動向を含めた	支援体制全体を踏
運営事業	市内 3 か所の運営	制全体の状況を踏	支援体制全体を踏	まえた組織体制検
求職支援、定着支援の対象	補助	まえた組織強化	まえた組織体制検	計
者増大に伴い、就労援助セン			言寸	
ターの組織体制を強化し、全	H24年度末 登	定着支援機能に係		
体的なコーディネート機能を	録者数 724人	る国の制度動向を		
強化する。		踏まえた組織の在		
		り方の検討		
12-2 障害者就労支援ネットワ	障害者障害者就労	就労支援コーディ	支援体制の状況を	支援体制の状況を
ーク事業(11-2 再掲)	支援コーディネー	ネート会議の役割	踏まえた展開	踏まえた展開
様々な就労支援機関の役割	ト会議を中心とし	を整理し、各機関		
をふまえたコーディネートを	た就労支援を目的	がより連携しやす		
図り、就労援助センターを中	としたセミナー・	くなる場を設置し		
心とした各々の支援機関・ハ	研修の開催、課題	支援力の全体的な		
ローワーク等が連携するとと	の共有	向上を図り、かわ		
もに支援力を充分に発揮する		さきモデルの構築		
支援体制をつくりあげてい	障害者就労支援コ	に向けた検討を行		
<.	ーディネート会議	う。		
	年5回開催			



雇用環境整備に向けた実践的な企業支援の 仕組みをつくる(ジョブコーチ機能)

【方向13】

●障害者を雇用する企業等が、障害者への対応方法、障害特性に合った業務の割り振り、 雇用環境の整備等について、十分理解し安心して雇用できるようにするため、支援員を 派遣することにより、実践的な企業支援を提供できる仕組みを検討していきます。

方向13を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
13-1 障害者就労援助センター	就労援助センター	障害者就労支援体	国の動向を含めた	支援体制全体を踏
運営事業(12-1 再掲)	市内 3 か所の運営	制全体の状況を踏	支援体制全体を踏	まえた組織体制検
求職支援、定着支援の対象	補助	まえた組織強化	まえた組織体制検	≣寸
者増大に伴い、就労援助セン			雪寸	
ターの組織体制を強化し、全		ジョブコーチ機能		
体的なコーディネート機能を		に係る国の制度動		
強化する。		向をふまえた組織		
		の在り方の検討		

実践的な企業支援の仕組みとして、障害者の職場適応を目的として派遣されるジョブコーチ制度が国において展開されており、具体的には、

- (1) 障害者職業センター(都道府県ごとにおおよそ1か所設置)における配置型ジョブコーチ
- (2) 就労支援を行う社会福祉法人等における第1号ジョブコーチ
- (3) 障害者が働く企業等に配置される第2号ジョブコーチ

の3種類があります。

川崎市では、ジョブコーチ機能と同様の機能を就労援助センターにおいて、全国に先駆けて展開してきた経過があります。一方、障害者雇用の伸びに比例して就労援助センターの支援対象者の増加していることからセンターの組織強化を行うとともに、国においてジョブコーチ機能の在り方について検討が進められていることから、国の制度動向を踏まえた川崎市におけるジョブコーチ機能の在り方について検討を行っていきます。

また、第2号ジョブコーチについては、神奈川県において同様の機能を持つ支援員の養成及びフォローアップ研修を行っていることから、その事業を活用しながら今後の事業展開について検討していきます。

action 14

職場実習の場を拡大する仕組みをつくり、的確 なマッチングを促進する

【方向14】

- ●民間企業等における職場実習を通じて、就労意欲の向上とその後の就労へ向けたステップアップとしていくため、実習の場の拡大を行っていきます。(再掲)
- ●障害者未雇用の民間企業に対して、職場環境を調整するなどの役割を担う支援員を派遣することにより、多様な障害者の職域を拡大していく仕組みを検討していきます。
- ●清掃業務などの庁内業務において、障害者の実習の場としての活用を進め、就労意欲の 向上とその後の就労へ向けたステップアップのきっかけの場を提供していきます。

方向14を具体化する事業

7777 - 427111070737				
事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
14-1 障害者雇用短期チャレン	未実施	市内 20 か所の企	実施結果に基づく	実施結果に基づく
ジ事業(6−1 再掲)		業で延べ 40 人が	検討を踏まえた展	
福祉施設利用者の就労意欲		チャレンジ。	開	開
を喚起するため、未雇用企業				
での雇用チャレンジを展開				
	制度創設		認定状況を踏まえ	
認定制度(9−3 再掲)			た検討に基づく展	
障害者の実習受入を積極的		開	開	開
に行う企業を契約上優先的に				
取扱う制度				
14-3 障害者雇用新規導入セミ	年2回実施(内1	実施方法等の検討	実施結果に基づく	実施結果に基づく
ナー実施事業	回は横浜市と共同	を踏まえた展開		検討を踏まえた展
法定雇用率未達成企業向け	実施)		開	開
に、就労援助センター、障害				
者雇用導入企業、ハローワー				
クと協働してブース形式の個				
別相談会を実施する。				
14−4 就労体験ステップアップ事	1か所(第4庁舎		実施結果に基づく	
業(6-2 再掲)	清掃業務委託)に	及び高津区役所清	検討を踏まえた展	
就職に向けて的確なマッチ		掃業務委託、多摩	· -	開
ングを行うため、庁内業務の	平日2人定員での	図書館事務)で実		
一部を実習場所として提供	受入	施		
し、本人の動作能力等の評価				
を行う。				



精神障害、発達障害、高次脳機能障害等への支援機能を構築する

【方向15】

- ●社会参加支援センターの就労支援機能が、リハビリテーション再編整備基本計画の進捗 に合わせて、市内1か所体制から、より身近な地域での支援体制への転換を図ることか ら、地域に身近な相談機関である就労援助センターにその機能を引き継ぐとともに、就 労援助センターの体制強化を図っていきます。
- ●精神障害、発達障害、高次脳機能障害等のいずれも、雇用が進められていますが、雇用する企業にとって継続的な雇用が可能となるような職域の整理や、定着に向けたポイントの整理を行い、就職から継続的な就労への支援手法を共有・発信し、一般就労への移行を促進していきます。(方向8再掲)

方向15を具体化する事業

	I h			
事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
15-1 障害者就労援助センター	就労援助センター	障害者就労支援体	国の動向を含めた	支援体制全体を踏
運営事業(12-1 再掲)	市内 3 か所の運営	制全体の状況を踏	支援体制全体を踏	まえた組織体制検
求職支援、定着支援の対象	補助	まえた組織強化	まえた組織体制検	雪寸
者増大に伴い、就労援助セン			雪寸	
ターの組織体制を強化し、全		社会参加支援セン	社会参加支援セン	
体的なコーディネート機能を		ターの支援対象者	ターの支援対象者	
強化する。		の引継ぎ	の引継ぎ完了	
15-2 障害者職域拡大推進事	未実施	人材育成研修の中	実施結果に基づく	実施結果に基づく
業(8-1 再掲)		で企業担当者も対	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
支援方法が未確立な障害者		象として展開	開	開
への支援方法について、職業		雇用取組事例の発		
センター等専門機関との協働		信と共有		
により、就労支援機関向け人				
材育成研修事業の中で関係者				
向けのスキル向上を図るとと				
もに、企業での雇用取組事例				
を発信し共有化を図る。				
15−3 地域リハビリテーションセン	一部、就労支援機	相談支援機関のバ	実施結果に基づく	実施結果に基づく
ターにおける就労支援事	関との協働による	ックアップ機関と	検討を踏まえた展	
業(8-3 再掲)	事業実施	しての実施方法等	開	開
障害者支援における地域で		の検討		
身近な専門的機関である地域				
リハビリテーションセンター				
において、必要なプログラム				
等を通じた支援を行う。				

社会参加支援センターが支援を行っている就職準備性が必ずしも高くない精神障害者への求職意欲のある方への支援については、別途障害者相談支援全体の中で支援の在り方を検討します。

action 16

ハローワークや就労支援機関と企業との間で 障害者就労に向けた意識の共有を図る

【方向16】

●ハローワークや就労支援機関などとともに、障害者合同面接会等の各種イベントの開催 において協働し、企業と障害者の特性とのマッチングを行っていきます。

方向16を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	年1回開催		ハローワークによ	
ハローワークが主催するか	参加企業数	る開催に伴う協力	る開催に伴う協力	る開催に伴う協力
わさき障害者合同面接会の開	60社			
催に協力する。	求職者参加			
	301名			
16−2 障害者雇用新規導入セミ	年2回実施(内1	実施方法等の検討	実施結果に基づく	実施結果に基づく
ナー実施事業(14-3 再	回は横浜市と共同	を踏まえた展開	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
掲)	実施)		開	開
法定雇用率未達成企業向け				
に、就労援助センター、障害				
者雇用導入企業、ハローワー				
クと協働してブース形式の個				
別相談会を実施する。				
16-3 就労支援機関向け人材	企業を講師に招い	就労支援初級コー	実施結果に基づく	実施結果に基づく
育成研修事業(7-1 再掲)	ての支援機関向け	スと実技コース等	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
就労支援機関・相談支援機	研修を年1回開催	スキルに応じた研	開	開
関などの支援者向けに就労支		修の実施		
援に必要な知識・情報、技術				
などの能力形成に必要な体系				
的な研修を行い、的確な支援				
を行えるようスキルアップを				
図る 。				



キャリア形成支援ツールの活用により雇用促進 の仕組みをつくる

【方向17】

●特別支援学校が策定する支援計画を就労援助センター等就労支援機関と共有し、就労に係る各ステージにおいて必要な情報を盛り込み、本人の主体性に配慮しながら企業へと引き継いでいける、就労支援機関共通のキャリア形成支援ツールの構築を検討していきます。

方向17を具体化する事業

事業名·事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
17-1 キャリア形成サポート体制	特別支援学校と就	相談支援事業所及	検討結果に基づく	検討結果に基づく
の仕組みづくり	労援助センターと	び就労移行支援事	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
特別支援学校や就労支援事	の情報共有シート	業所と就労援助セ	開	開
業所等が作成する支援計画や	の作成検討	ンターとの情報共		
支援経過を就労援助センター		有シートの作成検		
等の支援機関と共有し、継続		富寸		
的な支援を行えるようシート				
等のツールを作成する。				

【就職~定着期】



就労援助センターを中心とした職場定着支援体 制を強化する

【方向18】

- ●就労援助センターが担っている求職支援と定着支援の機能について、障害者雇用数が急増していることに伴う今後の支援対象者の増加を見込んで、就労援助センターを中心に、相談支援事業所やグループホーム等の障害のある方の生活を支える支援機関の役割を整理するとともに、就労援助センターの体制強化を図っていきます。(方向12再掲)
- ●定着支援に係る課題は、障害者総合支援法の附帯決議で指摘されているとおり、就労移 行だけでなく就労定着への支援を着実に行えるようなサービスの在り方を検討するとさ れていることから、国の動向に注視しつつ、川崎市が有する就労支援機関等の力を最大 限発揮できるよう、職場定着支援の仕組みの検討を進めていきます。
- ●定着支援に係るプログラムの実践、就労する本人が気軽に立ち寄れる場の開放など、就 労定着に向けて本人の力が保たれるような支援の仕組みを検討していきます。

方向18を具体化する事業

事業名·事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
18-1 障害者就労援助センター	就労援助センター	障害者就労支援体	国の動向を含めた	支援体制全体を踏
運営事業(12-1 再掲)	市内 3 か所の運営	制全体の状況を踏	支援体制全体を踏	まえた組織体制検
求職支援、定着支援の対象	補助	まえた組織強化	まえた組織体制検	司
者増大に伴い、就労援助セン			≣寸	
ターの組織体制を強化し、全	H24年度末 登	定着支援機能に係		
体的なコーディネート機能を	録者数 724人	る国の制度動向を		
強化する。		ふまえた組織の在		
		り方の検討		
18-2 定着支援体制の検討	支援機関に関わる	定着支援体制の在	検討状況を踏まえ	検討状況を踏まえ
定着支援を効率的かつ効果	就労者向けに一部	り方を就労援助セ	た展開	た展開
的に行うために、プログラム	実施	ンター及び就労移		
の実践や、立ち寄れる場の開		行支援事業所を中		
放など、本人の力が保てる支		心とした支援機関		
援の仕組みを検討していく。		の間で事例検討等		
		を通じて検討		



雇用先企業における定着支援体制を構築する (企業支援)

【方向19】

●障害者を雇用した後に、雇用管理に困難を抱える企業向けに、定期的な相談会や実践例の報告会等のセミナーの実施、個別の課題解決に向けた提案を行い、就労定着に向けた取組を進めます。

方向19を具体化する事業

事業名·事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
19-1 雇用先企業向け雇用定 着サポート事業	未実施	セミナー開催や雇用企業同士のグル	事業実施結果を踏まるた展開	事業実施結果を踏まえた展開
障害者雇用後に雇用管理に		ープワーク等の手	るだだ談所	る人/C成内
困難を抱える企業向けに、企業内で定着支援体制を構築す		法など、企業の定着支援体制を強化		
るためのサポート体制を検討		する事業を検討し		
し実施する。		実施		



しごとを障害者本人と就職先と両面から支える支援体制を強化する(ジョブコーチ機能)

【方向20】

●初めて障害者を雇用する中小企業や、職場内での就労定着に向けた課題が生じている企業へ、職場環境を調整するなどの役割を担う支援員を派遣することにより、障害者の職場定着を図っていく仕組みを検討していきます。

方向20を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
20-1 障害者就労援助センター	就労援助センター	障害者就労支援体	国の動向を含めた	支援体制全体を踏
運営事業(12-1 再掲)	市内 3 か所の運営	制全体の状況を踏	支援体制全体を踏	まえた組織体制検
求職支援、定着支援の対象	補助	まえた組織強化	まえた組織体制検	討
者増大に伴い、就労援助セン			雪寸	
ターの組織体制を強化し、全		ジョブコーチ機能		
体的なコーディネート機能を		に係る国の制度動		
強化する。		向を踏まえた組織		
		の在り方の検討		

ジョブコーチ機能の川崎市での考え方は方向13での記載を参照

方針3 "雇用の場を創出・拡大"する

【民間企業への取組 ~雇用プロセスに応じた支援体制の構築~】



障害者雇用に向けた相談の場をつくる

【方向21】

●法定雇用率未達成企業向けに、ハローワーク、就労援助センター、障害者雇用導入企業 などと協働して相談会やセミナーの開催、各種雇用助成制度の周知を行うなど、障害者 雇用のきっかけとなる相談等の場を作っていきます。

方向21を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
21-1 障害者雇用新規導入セミ	年2回実施(内1	医療•社会福祉法	実施結果に基づく	実施結果に基づく
ナー実施事業(14-3 再	回は横浜市と共同	人及び中小企業を	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
掲)	実施)	重点対象として実	開	開
法定雇用率未達成企業向け		施方法等の検討を		
に、就労援助センター、障害		踏まえ展開		
者雇用導入企業、ハローワー				
クと協働してブース形式の個				
別相談会を実施する。				
21-2 障害者雇用セミナーの開	年1回実施(平成	実施方法等の検討	実施結果に基づく	実施結果に基づく
催	25年度は主に中	を踏まえた展開	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
障害者雇用を促進するため	小企業向けに開		開	開
企業向けのセミナーを開催す	催)			
る。				
21-3 各種雇用助成金制度の	未実施	企業にわかりやす	実施結果に基づく	実施結果に基づく
周知		い助成金制度案内	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
障害者雇用に取組むきっか		の各セミナー時で	開	開
けとして、各種助成金制度活		の配布や広報物等		
用の周知を行う。		に掲載		



中小民間企業等での雇用チャレンジを支援する

【方向22】

●障害者雇用を行ったことのない民間企業において、障害者雇用へ向けたステップアップ としていくため、雇用チャレンジの場を創出していきます。

方向22を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
22-1 障害者雇用短期チャレン	未実施	市内 20 か所の企	実施結果に基づく	実施結果に基づく
ジ事業(6-1 再掲)		業で延べ 40 人が	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
未雇用企業での雇用チャレ		チャレンジ	開	開
ンジの場を創出する。				
22-2 企業団体と連携した雇用	中小企業家同友会	就労支援機関も含	実施結果に基づく	実施結果に基づく
促進協働事業	共催による障害者	めた企業団体との	検討を踏まえた展	検討を踏まえた展
中小企業における雇用を拡	雇用セミナーの開	協働方法等の検討	開	開
大していくため、障害者雇用	催	を踏まえ展開		
促進に積極的な中小企業家同				
友会等との協働により、市内				
中小企業の雇用拡大に向けた				
事業展開を図る。				



雇用環境整備に向けた実践的な企業支援の仕 組みをつくる(ジョブコーチ機能)

【方向13】

●障害者を雇用する企業等が、障害者への対応方法、障害特性に合った業務の割り振り、 雇用環境の整備等について、十分理解し安心して雇用できるようにするため、支援員を 派遣することにより、実践的な企業支援を提供できる仕組みを検討していきます。

方向13を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		制全体の状況をふ		支援体制全体を踏まえた組織体制検討

【民間企業への取組~障害者雇用・就労の職域・場の拡大に向けた仕組みづくり~】



障害者雇用にノウハウを有する企業・団体等との 提携を進める

【方向23】

●障害者雇用を進めるうえで、先進的に取り組んでいる企業や団体等と提携していくこと により、雇用の創出・拡大に向けた取組を進めていきます。

方向23を具体化する取組

●障害者雇用・就労を促進する企業・団体等を広めていくため、認証事業の導入等を通じて、積極的に取り組む主体を増やし、障害者雇用・就労促進の輪を広げていきます。

事業名·事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
23-1 障害者雇用・就労促進企 業等の認証事業 障害者雇用や福祉的就労の	未実施	事業創設に向けた 検討	検討結果に基づく実施	検討結果に基づく実施
促進に資する企業・団体等を 基準を設けて認証し、障害者 雇用・就労に取り組む主体を 増やしていく取組を検討す る。				

~ 心のバリアフリー都市川崎に向けた展開 ~

障害者雇用・就労促進の輪を広げていくにあたって

障害者雇用を進めるうえでは、物理的環境のバリアフリーを進めるとともに、雇用する企業等、働く障害者、働く障害者を支える周囲の人々が、支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」を進めていく必要があると考えています。

このため、障害のある方々が、必要以上に福祉の領域での限られた空間に留まるのではなく、 障害というハンディキャップを可能性に変え、広く人々の障害者に対する意識のバリアを溶かすこ とにより、障害の有無にかかわらず人が自然に混ざり合った空間をつくり、<u>自分らしく社会の中で</u> 継続して働き、生活することにつなげていく「心のバリアフリー」の具現化を目ざします。

この「心のバリアフリー」を進めていくにあたっては、<u>これまで川崎市で進めてきた様々な関係機関との連携を通じた共生社会づくりの取組をさらに発展させ、市内の福祉関係以外の主体との連携を含めた障害者の社会での接触頻度を高めながら共生社会づくりを進める心のバリアフリー都市川崎をめざして</u>、障害者雇用・就労促進施策も含め、幅広くひとづくり・ことづくり・ものづくりを展開し、障害者に対し、誰もが心のバリアを飛び越え、積極的に自分の事として支援の行動に移していける空間をつくりだし、**障害者雇用・就労促進の輪を広げていきます**。



ウェルフェアイノベーションとの連携を通じて障害 者雇用・福祉的就労の場を拡大する

【方向24】

●障害のある方が働きやすくなる福祉製品・サービスを開発し、その活用により、障害者 雇用・福祉的就労の創出・拡大を図っていきます。

方向24を具体化する事業

事業名·事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
24-1 ウェルフェアイノベーション推進事業 福祉施設等の関係者の方から中小企業等、福祉と産業をつなぐネットワークを活用し、障害のある方が働きやすくなる福祉製品等の開発及び活用を推進する。	用した試作化、製品化の支援の実施	を活用した開発段	事業実施結果を踏まえた展開	事業実施結果を踏 まえた展開

※ウェルフェアイノベーションとは

高齢者や障害者等への多様なサービス・製品を創出し、次世代のかわさきの活力を生み出すとと もに、その活用を通じて、人格・尊厳を尊重した自立支援に基づく誰もがいきいきと暮らせる安心 社会を実現するための取組です。



障害者雇用推進企業を応援(評価・発信)する仕組みをつくる

【方向25】

- ●障害者雇用率達成企業への優先発注を行う枠組みを構築する等により雇用需要を創出するとともに、率先して障害者を雇用する企業等を支援する仕組みを検討していきます。
- ●障害者を雇用し、働きやすい職場環境を作るための努力や独自の工夫を行っている事業 所や、中小企業における法定雇用率達成企業等の取組を、様々な広報手段を通じて情報 発信していきます。

方向25を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
25-1 障害者施設等受注団体	制度創設	認定状況を踏まえ	認定状況を踏まえ	認定状況を踏まえ
認定制度(9-3 再掲)		た検討	た検討に基づく展	た検討に基づく展
障害者雇用を積極的に行う		認定企業の障害者	開	開
企業を契約上優先的に取り扱		雇用における工夫		
う制度		などの情報発信		

【市役所による雇用拡大施策】

市役所も、法定雇用率を達成する一事業所としての取組を進めることとあわせて、庁内での取組を通じて、民間企業での障害者雇用の場を創出・拡大させていく施策を展開していきます。



市役所の障害者雇用率を拡充する

【方向26】

●障害者雇用促進法の改正に伴い、法定雇用率の引き上げや精神障害者の雇用の義務化を 見据え、企業等とも連携し、市の雇用率の拡充を図るとともに、精神障害者の雇用の確 保に向けた、職域の拡充の検討、さらに、チャレンジ雇用の拡充による知的障害者の雇 用等の取組を進めていきます。

方向26を具体化する事業

	事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
26-1	市役所職員における身体 障害者採用	身体障害者採用 11名	身体障害者採用の 実施	身体障害者採用の 実施	身体障害者採用の 実施
26-2	市役所職員における知的 障害者を対象としたチャレ ンジ雇用		知的障害者向けチャレンジ雇用の実施 拡充に向けた検討	施	知的障害者向けチャレンジ雇用の実施 検討結果に基づく 展開
26-3	市教育委員会における知 的障害者を対象としたチャ レンジ雇用	知的障害者採用 平成 26年3月1 日時点で2名雇用 通信教育でヘルパ -2級資格取得	知的障害者向けチャレンジ雇用の実施	知的障害者向けチャレンジ雇用の実施	知的障害者向けチャレンジ雇用の実施
26-4	精神障害や発達障害等 でのチャレンジ雇用の検討	未実施	雇用に向けた課題 等の検討	検討結果に基づく 展開	検討結果に基づく 展開



民間企業の障害者雇用促進に向けて市役所業 務の優先発注の仕組みをつくる

【方向27】

●庁内の委託業務等の発注を通じて、民間企業の障害者雇用を促進するとともに、障害者の実習の場を提供する仕組みを検討していきます。

方向27を具体化する事業

事業名•事業内容	現状	平成26年度	平成27年度	平成28年度
27-1 障害者施設等受注団体 認定制度(9-3 再掲) 障害者雇用を積極的に行う 企業を契約上優先的に取り扱う制度 27-2 総合評価制度 契約において、単に価格 だけで落札者を決定するのではなく、価格(入札価格) と価格以外の要素(競争を加者の技術的能力等)を両方とも評価することにもり、総合的に最も優れたものを提示した者を落札者として決定する制度	制度創設 評価基準に、「障害者の雇用状況」に 関する項目を設定	認定状況を踏まえ た検討 障害者雇用に資す る業務において、 実習の場を含めた 委託の実施	認定状況を踏まえ	
27-3 主観評価項目制度 川崎市競争入札参加にあたって、有資格業者をより適正に評価するとともに、 当該事業者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲を高めることを目的とする制度	項目の中に、「障害者の雇用状況」に 関する内容を設定	継続実施	継続実施	継続実施

障害者雇用・就労を継続的に推進していく取組

28

障害者雇用・就労を促進する輪を広げるための プラットホームを創設する

【具体的取組】

- ●障害者雇用・就労に積極的な取組を応援するとともに、情報を積極的に発信・幅広く アピールし、関わる人の裾野拡大を進め、障害者が働くことが当たり前という、人々 の意識づくり・まちづくりの基盤を形成・整備していきます、
- ●平成26年度中のプラットホームの創設をめざし促進する輪を形成していきます。

29

障害者雇用・就労の取組を、積極的に発信し、 まち全体で共有する

【具体的取組】

- ●障害者雇用・就労の好事例の情報と配慮すべき事項を発信しまち全体で共有します。
- ●障害特性に応じた事例集の作成や相互の情報共有を図る情報ツールを作成するほか、 民間企業等における好事例の集積や庁内チャレンジ雇用の実践に基づく、障害特性に 応じた多様な雇用モデルを積極的に企業等に発信することにより、企業等における障 害者雇用のノウハウの習得を支援していきます。併せて、福祉的就労としての各施設 での取組を積極的に社会に発信していきます。
- ●企業と支援機関との意識の共有の場づくりに向けて、合同面接会(16-1 再掲)や障害者雇用新規導入セミナー等の開催(16-2 再掲)を通じ、関係機関が顔の見える関係を構築し、まち全体で障害者雇用・就労の取組を共有するよう情報を発信します。



庁内の総合的な体制整備を図り、進行管理と評価の仕組みを活用しながら進めていく

【具体的取組】

- ●障害者雇用・就労推進課及び庁内全体で計画を進めていく会議体を創設します。
- ●庁内会議体や障害者施策審議会により、行動計画に基づく各取組の進行管理と評価を 行い、必要に応じて行動計画の見直しを行います。

参考資料

【第3期障害福祉計画(平成24年度~26年度)における障害者就労関係目標値】

・第3期障害福祉計画では、平成23年度中に福祉施設から一般就労する方を平成17年度の実績(9人)の5倍(45人)にすることを目標とします。

項目	数值	備考
平成17年度の年間一般就労者数	0.1	平成17年度に福祉施設を退所し、
平成17年度の年间一般処力有数	9人	一般就労した方の数
【目標値】	451	平成26年度に福祉施設を退所し、
平成26年度の年間一般就労者数	45人	一般就労する方の数

【考え方】

〇平成22年度に一般就労した方が46人(平成17年度の5.1倍)だったことから、第3期では年間45人(平成17年度の5倍)と見込みます。

【本行動計画における目標値の考え方】

本行動計画は、障害者雇用・就労の促進に向けたあらゆる取組をまとめたものですが、 具体的な目標値については、3年に1度策定する障害福祉計画において、国が平成27 年度以降を計画期間とする「障害福祉計画に係る基本指針」の見直し作業を行っている ことや、平成26年度に本市の「障害福祉計画」を策定する際に障害者雇用・就労にお ける施策の以外の障害者の生活全般にわたる福祉サービス等の在り方を含めた目標数値 の検討を行うことから、これらの動向に合わせて具体的な目標設定を検討していきます。

【民間企業における障害者雇用の状況(各年6月1日現在)】

項目	ハローワーク川崎管内			ハローワーク川崎北管内						
境 日	H23	H24	H25	H23	H24	H25				
管内企業の障害者実雇用率(%)	1.58	1.67	1.75	1.66	1.72	1.69				
対象企業数(社)	400	399	446	271	280	305				
法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	126,440.0	126888.0	124972.0	87037.5	85185.5	85193.0				
障害者の数(人)	1994.0	2121.5	2188.5	1446.5	1464.0	1442.5				
法定雇用率達成企業の数(社)	182	194	184	101	104	116				
法定雇用率達成企業の割合(%)	45.5	48.6	41.3	37.3	37.1	38.0				

- (注) 1:「対象企業数」とは、各ハローワーク管内に本社を有する障害者の雇用義務のある企業(56 人以上規模の企業)の数である。
 - 2:「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び 知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を 乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 3:「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を1人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
 - 4: 当該集計は、本社または本社機能の所在地ごとにその企業全体の雇用数を集計したものであるので、必ずしも当該地域の障害者雇用状況を反映するものではありません。

資料出所:神奈川労働局職業安定部職業対策課

【市内に事業所を有する特例子会社一覧】

(H25年5月末現在)

特例子会社名	所在地	親会社	親会社所在地	認定年月日
株式会社 羽田工作所	川崎区	(株)秀光	神奈川県	H2.5.16
株式会社 富士電機フロンティア	川崎区	富士電機(株)	東京都	H6.5.12
JFEアップル東日本 株式会社	川崎区	JFEスチール(株)	東京都	H15.5.30
株式会社 東急ウィル	中原区	東京急行電鉄(株)	東京都	H16.5.17
株式会社 富士通ゼネラルハートウェア	高津区	(株)富士通ゼネラル	神奈川県	H16.8.6
株式会社 ナルミヤ・ワンパ	川崎区	(株) ナルミヤ・インターナショナル	東京都	H21.9.15

[※]全国 378 事業所、神奈川県内 48 事業所

【市内障害者就労支援施設一覧】

(H26.3.1 現在)

11771年日日初为又报他员		# 1				(120.0.1 現日)	
	事業所名称		定 員 就労 就労 就労 就労 多行 継続 A 継続 B		 事業所の所在地	運営法人名称	指定 年月日
	川崎市わ-くす日進町	6	, <u></u>	34	川崎区日進町 5-1 福祉セン タ-内	川崎市	18.10.1
	川崎市わ-くす大島			20	川崎区大島 1-28-5	川崎市	18.10.1
	川崎市わーくす大師	30		20	川崎区東門前 1-11-6	(福)電機神奈川福祉 センタ-	18.10.1
	むぎの穂			10	川崎区日進町 13-23	(福)ともかわさき	19.4.1
	ぞうさん			20	川崎区京町 1-16-25	(福)あおぞら共生会	21.4.1
Щ	川崎市ふじみ園			10	川崎区大島 1-8-6	(福)川崎市社会福祉 事業団	21.4.1
崎区	Bi-zLabo	6	14		川崎区中島 2-18-13-1 階	(株)ソ-シャル・スパ イス・カンパニ-	22.10.1
	Melk 川崎 Office	20			川崎区駅前本町 10-5 クリエ川崎 902	(株)Melk	24.4.1
	Melk 川崎砂子 Office	20			川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子 301	(株)Melk	24.10.1
	さくらネット		20		川崎区宮前町 2-2 川崎工ヌ ズビル 5 階	(株)マ-ベリック	25.3.1
	ジョブサポ-トペスカ	6		14	川崎区桜本 2-44-11	(株)ペスカ	25.4.1
	Future Dream Achievement 川崎	10		10	川崎区駅前本町 15-5 十五番 館ビル 9 階	(特非)Future Dream Achievement	25.12.1
	つくし			10	幸区北加瀬 2-11-17	(福)ともかわさき	18.10.1
幸区	セルプきたかせ	6		31	幸区北加瀬 1-31-5	(福)長尾福祉会	19.4.1
	軽食喫茶・ショップふれあい			20	幸区古市場 2-104	(福)川崎ふれあいの 会	20.4.1
	川崎市わ-くす中原	6		29	中原区小杉陣屋町 2-3-1	川崎市	18.10.1
	川崎市中部身体障害者福 祉会館作業室			10	中原区小杉御殿町 2-114-1	公益財団法人川崎市 身体障害者協会	18.10.1
中原	白楊園			15	中原区西加瀬 10-3	(福)育桜福祉会	19.4.1
原区	おかし工房しいの実			11	中原区木月伊勢町 6-15 1 階	(福) しいの実会	22.4.1
	ダンウェイ株式会社	20		10	中原区新城 1-12-15-101・201	ダンウェイ(株)	23.3.1
	めいぼう			20	中原区井田 3-16-1	川崎市	24.4.1

	レジネス			20	中原区木月 3-59-22	(特非)レジスト横浜	24,9,1
	精神障がい者就労移行支 援センターかわさき	20			中原区下新城 2-1-25 ヒ ロヤマビル 2 階	公益財団法人神奈川 県社会復帰援護会	25.9.1
	シュシュ		20		中原区新城 5-7-35 渡辺ビ ル 1 階	株式会社千手	25.11.1
	すえなが			10	高津区末長 276-8	(福)ともかわさき	18.10.1
	アシスト・ワーク神木			40	高津区千年 983-3	(特非)アシスト	19.4.1
	わかたけ作業所			10	高津区久地 2-15-11	(福)育桜福祉会	19.4.1
高津区	川崎市わ-くす高津			30	高津区溝口 1-18-16	(福)育桜福祉会	20.4.1
X	川崎市社会復帰訓練所	10		20	高津区末長 276-6	(福)川崎聖風福祉会	20.4.1
	マイウェイ	10		10	高津区下作延 6-4-3-2 階	(特非) ノ-マライゼ- ション推進会議	25.1.1
	ハーモニー		10	10	高津区宇奈根 755	(特非グッド・クリー ンライフ	25.5.1
	しらはた			10	宮前区白幡台 1-8-1	(福)長尾福祉会	18.10.1
	宮前ハンズ			20	宮前区野川 2910-6-101	(福)アピエ	20.4.1
宮前区	合同会社縁		20		宮前区犬蔵 1-7-21	合同会社縁	25.2.1
	就労継続支援センター青 鷺		20		宮前区野川 3134-5	(福)寿楽園	25.12.1
	あかね			10	多摩区布田 29-30	(福)ともかわさき	18.10.1
	なしの実			10	多摩区三田 2-3256	(福)ともかわさき	19.4.1
	多摩川あゆ工房			22	多摩区中野島 4-3-28	(福)なごみ福祉会	19.4.1
	(第2)はぐるま共同作業 所			10	多摩区西生田 3-13-5	(福) はぐるまの会	18.10.1
多摩区	はっぴわ-く			20	多摩区登戸 2959	(特非)たま・あさお 精神保健福祉をすす める会	21.9.1
X	KFJ多摩はなみずき			40	多摩区登戸 2249-1	(福)川崎市社会福祉 事業団	23.2.1
	メイクフレンズ多摩•麻生			20	多摩区長沢 3-8-8	(福) らぽおるの樹	23.4.1
	夢花工房ぽぱい			10	多摩区南生田 4-12-5	(福)なごみ福祉会	23.4.1
	BiーzLabo多摩		20		多摩区生田 2-9-11203	(株)ソ-シャルスパ イスカンパニ-	24.4.1
	kokonara			10	多摩区南生田 4-20-4	(福) らぽおるの樹	24.4.1
	しらかし園			10	麻生区片平 5-24-1	(福)育桜福祉会	19.4.1
	百合丘日中活動センタ-	20		20	麻生区百合丘 2-8-2	(福)川崎市社会福祉 事業団	20.4.1
	つつじ工房			10	麻生区細山 1209-	(福)セイワ	24.4.1
麻生区	ハーブカフェららら			20	麻生区下麻生 3-32-7	(特非)たま・あさお 精神保健福祉をすす める会	21.12.1
	2にん3きゃく			10	麻生区早野 37-5	(福) らぽおるの樹	22.1.1
	働くしあわせ JINEN-DO	20			麻生区上麻生 5-10-11	一般社団法人働くし あわせプロジェクト	24.7.1
	わ-くはうす・ひこばえ			20	麻生区細山 5-1-20	(特非)生活工房	25.4.1
	合 計	210	124	716			



川崎市障害者雇用 • 就労促進行動計画

2014 (平成26) 年3月 川崎市

(お問い合わせ先)

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話:044-200-2654 FAX:044-200-3932 Email:35syokei@city.kawasaki.jp